

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 4 月30日

【発行者名】 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 青山 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
(Emerging Bond Fund Currency Selection)
- 米ドル・ポートフォリオ (USD Portfolio)
- ユーロ・ポートフォリオ (EUR Portfolio)
- 豪ドル・ポートフォリオ (AUD Portfolio)
- 南アフリカランド・ポートフォリオ (ZAR Portfolio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
- 米ドル・ポートフォリオ受益証券：100億アメリカ合衆国ドル
(約 1 兆242億円) を上限とする。
- ユーロ・ポートフォリオ受益証券：80億ユーロ (約 1 兆1,156億
8,000万円) を上限とする。
- 豪ドル・ポートフォリオ受益証券：140億オーストラリア・ドル
(約 1 兆3,031億2,000万円) を上限とする。
- 南アフリカランド・ポートフォリオ受益証券：960億南アフリカ
ランド (約9,638億4,000万円) を上限とする。

（注１）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

米ドル・ポートフォリオ：アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

ユーロ・ポートフォリオ：ユーロ

豪ドル・ポートフォリオ：オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）

南アフリカランド・ポートフォリオ：南アフリカランド

（注２）米ドル、ユーロ、豪ドルおよび南アフリカランドの円貨換算は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝102.42円、１ユーロ＝139.46円、１豪ドル＝93.08円および１南アフリカランド＝10.04円による。

以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年1月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第1 5 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 1 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（Emerging Bond Fund Currency Selection）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオ（USD Portfolio）、ユーロ・ポートフォリオ（EUR Portfolio）、豪ドル・ポートフォリオ（AUD Portfolio）および南アフリカランド・ポートフォリオ（ZAR Portfolio）の運用状況は以下のとおりである。

（１）投資状況（資産別および地域別の投資状況）（平成26年２月末日現在）

＜米ドル・ポートフォリオ＞

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン	75,302,606.93	98.77
現金・その他の資産 （負債控除後）		935,060.23	1.23
合計（純資産総額）		76,237,667.16 (7,772百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドル、ユーロ、豪ドルおよび南アフリカランドの円貨換算は、便宜上、平成26年２月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝101.94円、１ユーロ＝139.75円、１豪ドル＝91.40円および１南アフリカランド＝9.52円）による。以下、特に記載がない限り、米ドル、ユーロ、豪ドルおよび南アフリカランドの円金額表示はすべてこれによる。

（注３）ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建て、ユーロ建て、豪ドル建てまたは南アフリカランド建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

＜ユーロ・ポートフォリオ＞

資産の種類	地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン	11,127,168.66	98.22
現金・その他の資産 （負債控除後）		202,219.42	1.78
合計（純資産総額）		11,329,388.08 (1,583百万円)	100.00

<豪ドル・ポートフォリオ>

資産の種類	地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン	56,311,064.11	99.17
現金・その他の資産 （負債控除後）		469,584.81	0.83
合計（純資産総額）		56,780,648.92 (5,190百万円)	100.00

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

資産の種類	地域名	時価合計 （南アフリカランド）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン	703,933,979.19	100.30
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 2,105,740.87	- 0.30
合計（純資産総額）		701,828,238.32 (6,681百万円)	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

平成26年2月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
平成25年3月末日	115,817,298.22	11,806,415	117.19	11,946
4月末日	109,253,412.59	11,137,293	118.68	12,098
5月末日	106,173,585.02	10,823,335	114.44	11,666
6月末日	98,280,116.65	10,018,675	108.78	11,089
7月末日	93,512,441.43	9,532,658	108.98	11,109
8月末日	87,850,690.13	8,955,499	105.91	10,796
9月末日	88,147,887.48	8,985,796	107.85	10,994
10月末日	87,386,153.75	8,908,145	109.60	11,173
11月末日	82,981,873.99	8,459,172	106.63	10,870
12月末日	78,697,743.74	8,022,448	106.49	10,856
平成26年1月末日	76,401,600.29	7,788,379	104.95	10,699
2月末日	76,237,667.16	7,771,668	106.87	10,894

<ユーロ・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	千円	ユーロ	円
平成25年3月末日	17,139,841.97	2,395,293	112.18	15,677
4月末日	17,097,387.00	2,389,360	113.35	15,841
5月末日	16,351,348.87	2,285,101	109.21	15,262
6月末日	15,282,624.55	2,135,747	103.46	14,459
7月末日	13,699,781.06	1,914,544	103.48	14,461
8月末日	13,163,380.86	1,839,582	100.40	14,031
9月末日	13,639,726.50	1,906,152	102.05	14,261
10月末日	13,701,139.00	1,914,734	103.51	14,466
11月末日	13,078,869.12	1,827,772	100.53	14,049
12月末日	12,450,548.01	1,739,964	100.35	14,024
平成26年1月末日	11,338,161.06	1,584,508	98.73	13,798
2月末日	11,329,388.08	1,583,282	100.38	14,028

<豪ドル・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
平成25年3月末日	95,391,173.34	8,718,753	112.17	10,252
4月末日	92,753,740.65	8,477,692	113.21	10,347
5月末日	82,211,879.55	7,514,166	109.22	9,983
6月末日	73,442,747.46	6,712,667	103.56	9,465
7月末日	71,828,045.45	6,565,083	103.40	9,451
8月末日	67,924,315.45	6,208,282	100.39	9,176
9月末日	66,414,307.22	6,070,268	101.59	9,285
10月末日	66,770,084.11	6,102,786	102.87	9,402
11月末日	63,187,233.20	5,775,313	99.78	9,120
12月末日	61,549,813.28	5,625,653	99.37	9,082
平成26年1月末日	58,289,297.62	5,327,642	97.69	8,929
2月末日	56,780,648.92	5,189,751	99.09	9,057

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	南アフリカランド	千円	南アフリカランド	円
平成25年3月末日	952,197,326.03	9,064,919	1,136.41	10,819
4月末日	944,494,506.64	8,991,588	1,148.36	10,932
5月末日	882,755,015.90	8,403,828	1,106.86	10,537
6月末日	831,126,879.94	7,912,328	1,052.57	10,020
7月末日	814,401,950.99	7,753,107	1,053.09	10,025
8月末日	773,864,709.52	7,367,192	1,022.91	9,738
9月末日	769,721,103.85	7,327,745	1,038.96	9,891
10月末日	769,558,754.74	7,326,199	1,054.27	10,037
11月末日	734,896,720.77	6,996,217	1,025.17	9,760
12月末日	721,219,689.97	6,866,011	1,023.17	9,741
平成26年1月末日	701,306,997.27	6,676,443	1,008.09	9,597
2月末日	701,828,238.32	6,681,405	1,024.18	9,750

（注）上記に記載された各月末日の数値は、評価および買戻目的のため計算されたものである。そのため、各会計年度末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、財務書類中の数値とは一致しないことがある。

< 参考情報 >



- 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

分配の推移

平成26年2月末日までの1年間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドル・ポートフォリオ>

計算期間	1口当たり分配金	
	米ドル	円
平成25年3月1日～平成26年2月末日	6.60	673

<ユーロ・ポートフォリオ>

計算期間	1口当たり分配金	
	ユーロ	円
平成25年3月1日～平成26年2月末日	7.80	1,090

<豪ドル・ポートフォリオ>

計算期間	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
平成25年3月1日～平成26年2月末日	11.88	1,086

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

計算期間	1口当たり分配金	
	南アフリカランド	円
平成25年3月1日～平成26年2月末日	128.40	1,222

< 参考情報 >

米ドル・ポートフォリオ	
(単位：米ドル)	
第1計算期間 (2009年6月19日～2010年7月31日)	6.60
第2計算期間 (2010年8月1日～2011年7月31日)	6.60
第3計算期間 (2011年8月1日～2012年7月31日)	6.60
第4計算期間 (2012年8月1日～2013年7月31日)	6.60
2013年10月	0.55
2013年11月	0.55
2013年12月	0.55
2014年 1月	0.55
2014年 2月	0.55
直近1年間累計	6.60
設定来累計	30.25

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

ユーロ・ポートフォリオ	
(単位：ユーロ)	
第1計算期間 (2009年6月19日～2010年7月31日)	6.96
第2計算期間 (2010年8月1日～2011年7月31日)	6.96
第3計算期間 (2011年8月1日～2012年7月31日)	7.80
第4計算期間 (2012年8月1日～2013年7月31日)	7.80
2013年10月	0.65
2013年11月	0.65
2013年12月	0.65
2014年 1月	0.65
2014年 2月	0.65
直近1年間累計	7.80
設定来累計	34.07

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

豪ドル・ポートフォリオ	
(単位：豪ドル)	
第1計算期間 (2009年6月19日～2010年7月31日)	9.00
第2計算期間 (2010年8月1日～2011年7月31日)	10.60
第3計算期間 (2011年8月1日～2012年7月31日)	11.88
第4計算期間 (2012年8月1日～2013年7月31日)	11.88
2013年10月	0.99
2013年11月	0.99
2013年12月	0.99
2014年 1月	0.99
2014年 2月	0.99
直近1年間累計	11.88
設定来累計	50.29

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

南アフリカランド・ポートフォリオ	
(単位：南アフリカランド)	
第1計算期間 (2009年6月19日～2010年7月31日)	128.40
第2計算期間 (2010年8月1日～2011年7月31日)	128.40
第3計算期間 (2011年8月1日～2012年7月31日)	128.40
第4計算期間 (2012年8月1日～2013年7月31日)	128.40
2013年10月	10.70
2013年11月	10.70
2013年12月	10.70
2014年 1月	10.70
2014年 2月	10.70
直近1年間累計	128.40
設定来累計	588.50

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

収益率の推移

<米ドル・ポートフォリオ>

計算期間	収益率（注）
平成25年3月1日～平成26年2月末日	- 4.20%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成25年2月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

以下同じ。

<ユーロ・ポートフォリオ>

計算期間	収益率（注）
平成25年3月1日～平成26年2月末日	- 4.70%

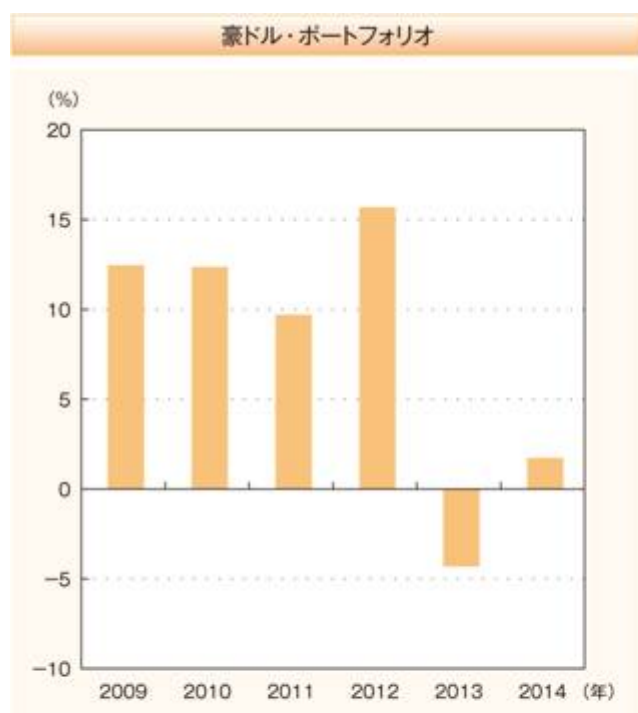
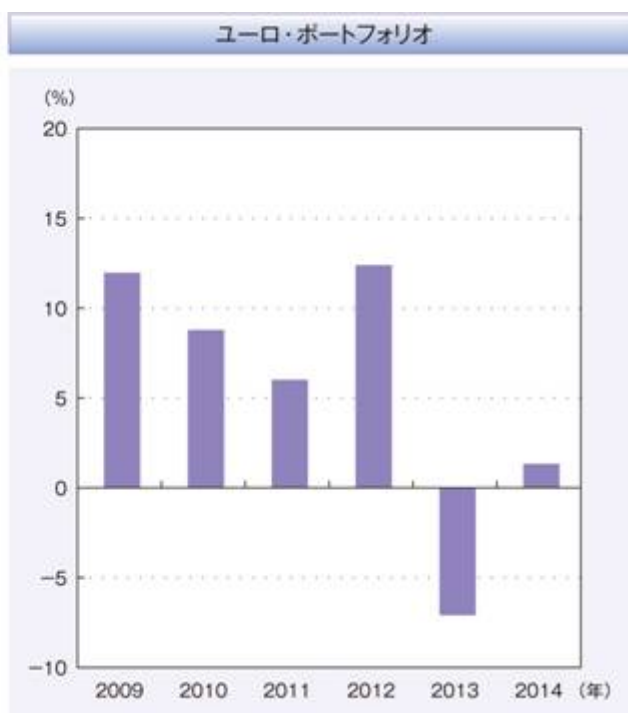
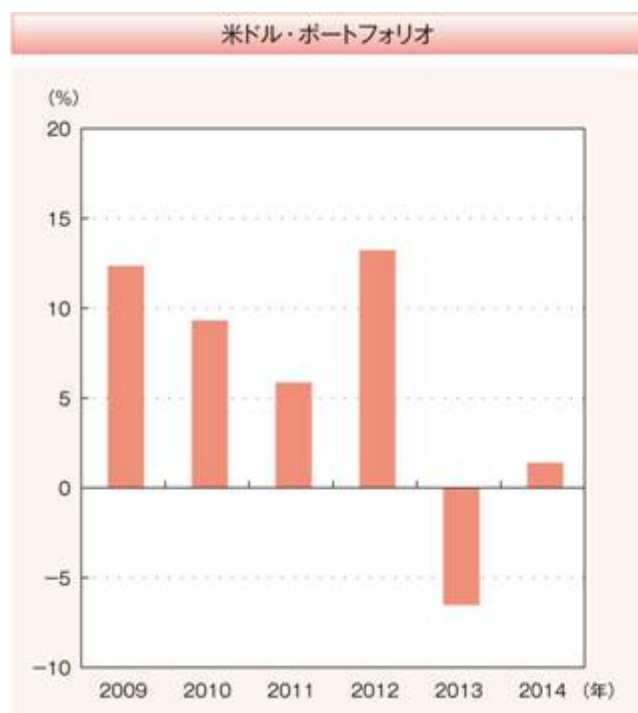
<豪ドル・ポートフォリオ>

計算期間	収益率（注）
平成25年3月1日～平成26年2月末日	- 2.21%

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

計算期間	収益率（注）
平成25年3月1日～平成26年2月末日	0.38%

< 参考情報 >



- 収益率(%)=100×(a-b)／b
a=各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格
b=当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格
(ただし2009年の場合、当初募集価格である100米ドル、100ユーロ、100豪ドルまたは1,000南アフリカランド)
- 2009年は設定日から年末までの、2014年は2月28日までの収益率を表示しています。
- サブ・ファンドにベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

平成26年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成26年2月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<米ドル・ポートフォリオ>

販売口数	買戻口数	発行済口数
152,385 (152,385)	454,561 (454,561)	713,347 (713,347)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<ユーロ・ポートフォリオ>

販売口数	買戻口数	発行済口数
15,321 (15,321)	58,062 (58,062)	112,862 (112,862)

<豪ドル・ポートフォリオ>

販売口数	買戻口数	発行済口数
101,589 (101,589)	409,052 (409,052)	573,025 (573,025)

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

販売口数	買戻口数	発行済口数
23,385 (23,385)	188,857 (188,857)	685,261 (685,261)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は米ドル、ユーロ、豪ドルおよび南アフリカランドで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成26年2月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.94円、1ユーロ＝139.75円、1豪ドル＝91.40円および1南アフリカランド＝9.52円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(１) 資産及び負債の状況

貸借対照表

エマージング・ボンド・ファンド 米ドル・ポートフォリオ

	2014年 1 月31日現在	
	米ドル	千円
資産		
現金		
銀行預金 - 基準通貨	1,152,424.00	117,478
有価証券（取得原価）		
投資信託（取得原価）	74,647,107.36	7,609,526
未実現評価損益		
未実現時価評価損益	728,020.88	74,214
投資売却未収金		
投資売却未収金	731,375.00	74,556
資本証券		
受益証券販売未収金	35,634.12	3,633
資産合計：	77,294,561.36	7,879,408
負債		
資本証券		
受益証券買戻未払金	740,837.19	75,521
未払費用		
未払監査費用	33,816.74	3,447
未払保管報酬	10,192.12	1,039
未払報告書作成費用	5,078.51	518
未払投資運用報酬	23,101.74	2,355
未払受託報酬	849.30	87
未払副投資顧問報酬	40,088.52	4,087
未払代行協会員報酬	3,397.36	346
未払販売報酬	33,973.18	3,463
その他の負債		
前年度の報告書作成費用	1,626.41	166
負債合計：	892,961.07	91,028
資本		
ファンド受益証券		
発行済ファンド受益証券（額面価額）	72,795,500.00	7,420,773
受益証券額面超過額	(9,916,636.22)	(1,010,902)
分配金支払額		
分配金支払額	(38,387,261.00)	(3,913,197)
利益剰余金		
利益剰余金	52,493,125.08	5,351,149
当期純利益	(583,127.57)	(59,444)
資本合計：	76,401,600.29	7,788,379
負債および資本合計	77,294,561.36	7,879,408
純資産価額合計	76,401,600.29	7,788,379
発行済受益証券総数	727,955.00000口	
受益証券 1 口当たり純資産価額合計	104.95	10,699円

貸借対照表

エマージング・ボンド・ファンド ユーロ・ポートフォリオ

	2014年 1 月31日現在	
	ユーロ	千円
資産		
現金		
銀行預金 - 基準通貨	244,722.35	34,200
有価証券（取得原価）		
投資信託（取得原価）	11,490,281.63	1,605,767
未実現評価損益		
未実現時価評価損益	(370,466.10)	(51,773)
未実現為替評価損益	175.86	25
投資売却未収金		
投資売却未収金	262,488.29	36,683
資産合計：	11,627,202.03	1,624,901
負債		
資本証券		
受益証券買戻未払金	247,460.05	34,583
未払費用		
未払監査費用	19,156.11	2,677
未払保管報酬	1,541.60	215
未払報告書作成費用	3,788.55	529
未払投資運用報酬	3,511.68	491
未払受託報酬	645.23	90
未払副投資顧問報酬	6,094.22	852
未払代行協会員報酬	513.88	72
未払販売報酬	5,138.29	718
その他の負債		
前年度の報告書作成費用	1,191.36	166
負債合計：	289,040.97	40,393
資本		
ファンド受益証券		
発行済ファンド受益証券（額面価額）	11,483,500.00	1,604,819
受益証券額面超過額	905,562.63	126,552
分配金支払額		
分配金支払額	(5,344,448.28)	(746,887)
利益剰余金		
利益剰余金	4,388,304.25	613,266
当期純利益	(94,757.54)	(13,242)
資本合計：	11,338,161.06	1,584,508
負債および資本合計	11,627,202.03	1,624,901
純資産価額合計	11,338,161.06	1,584,508
発行済受益証券総数	114,835.00000口	
受益証券 1 口当たり純資産価額合計	98.73	13,798円

貸借対照表

エマージング・ボンド・ファンド 豪ドル・ポートフォリオ

2014年 1月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
現金		
銀行預金 - 基準通貨	641,225.02	58,608
有価証券（取得原価）		
投資信託（取得原価）	57,798,405.51	5,282,774
未実現評価損益		
未実現時価評価損益	(45,995.08)	(4,204)
未実現為替評価損益	172.59	16
投資売却未収金		
投資売却未収金	1,081,632.11	98,861
資本証券		
受益証券販売未収金	2,944.50	269
資産合計：	59,478,384.65	5,436,324
負債		
資本証券		
受益証券買戻未払金	1,057,953.25	96,697
未払費用		
未払監査費用	38,785.11	3,545
未払保管報酬	7,699.51	704
未払報告書作成費用	6,349.50	580
未払投資運用報酬	17,462.70	1,596
未払受託報酬	965.00	88
未払副投資顧問報酬	30,302.81	2,770
未払代行協会員報酬	2,566.52	235
未払販売報酬	25,664.86	2,346
その他の負債		
前年度の報告書作成費用	1,337.77	122
負債合計：	1,189,087.03	108,683
資本		
ファンド受益証券		
発行済ファンド受益証券（額面価額）	59,668,700.00	5,453,719
受益証券額面超過額	(12,115,494.03)	(1,107,356)
分配金支払額		
分配金支払額	(56,905,648.98)	(5,201,176)
利益剰余金		
利益剰余金	67,485,191.67	6,168,147
当期純利益	156,548.96	14,309
資本合計：	58,289,297.62	5,327,642
負債および資本合計	59,478,384.65	5,436,324
純資産価額合計	58,289,297.62	5,327,642
発行済受益証券総数	596,687.00000口	
受益証券 1口当たり純資産価額合計	97.69	8,929円

貸借対照表

エマージング・ボンド・ファンド 南アフリカランド・ポートフォリオ

2014年 1月31日現在

	南アフリカランド	千円
資産		
現金		
銀行預金 - 基準通貨	24,901.66	237
有価証券（取得原価）		
投資信託（取得原価）	672,259,870.59	6,399,914
未実現評価損益		
未実現時価評価損益	30,232,184.08	287,810
未実現為替評価損益	2,980.95	28
投資売却未収金		
投資売却未収金	2,511,314.79	23,908
資産合計：	705,031,252.07	6,711,898
負債		
資本証券		
受益証券買戻未払金	2,250,465.41	21,424
未払費用		
未払監査費用	384,177.59	3,657
未払保管報酬	91,065.74	867
未払報告書作成費用	66,852.30	636
未払投資運用報酬	206,743.99	1,968
未払受託報酬	9,331.40	89
未払副投資顧問報酬	372,530.46	3,546
未払代行協会員報酬	30,355.18	289
未払販売報酬	303,552.29	2,890
その他の負債		
前年度の報告書作成費用	9,180.44	87
負債合計：	3,724,254.80	35,455
資本		
ファンド受益証券		
発行済ファンド受益証券（額面価額）	695,677,000.00	6,622,845
受益証券額面超過額	(40,405,199.95)	(384,658)
分配金支払額		
分配金支払額	(628,758,493.20)	(5,985,781)
利益剰余金		
利益剰余金	660,879,721.18	6,291,575
当期純利益	13,913,969.24	132,461
資本合計：	701,306,997.27	6,676,443
負債および資本合計	705,031,252.07	6,711,898
純資産価額合計	701,306,997.27	6,676,443
発行済受益証券総数	695,677.00000口	
受益証券 1口当たり純資産価額合計	1,008.09	9,597円

損益計算書

エマージング・ボンド・ファンド 米ドル・ポートフォリオ

2013年8月1日から

2014年1月31日までの期間

米ドル

千円

収益

実現損益

為替取引に係る実現利益

55.45

6

為替取引に係る実現損失

(28.36)

(3)

市場に係る実現利益

479,174.75

48,847

受取配当金

受取配当金

2,501,298.04

254,982

未実現評価損益

未実現時価評価損益

(2,832,976.16)

(288,794)

収益合計：

147,523.72

15,039

費用

費用 - 報酬

監査費用

11,344.43

1,156

保管報酬

64,382.12

6,563

報告書作成費用

2,675.34

273

投資運用報酬

145,932.66

14,876

受託報酬

11,124.89

1,134

印刷費

2,978.00

304

経費

2,910.00

297

副投資顧問報酬

253,236.23

25,815

代行協会員報酬

21,460.69

2,188

販売報酬

214,606.93

21,877

費用合計：

730,651.29

74,483

投資純利益

(583,127.57)

(59,444)

損益計算書

エマージング・ボンド・ファンド ユーロ・ポートフォリオ

2013年8月1日から

2014年1月31日までの期間

ユーロ

千円

収益		
実現損益		
為替取引に係る実現利益	58.06	8
為替取引に係る実現損失	(3.82)	(1)
市場に係る実現利益	391.27	55
市場に係る実現損失	(65,200.22)	(9,112)
受取配当金		
受取配当金	361,255.14	50,485
未実現評価損益		
未実現時価評価損益	(267,545.53)	(37,389)
未実現為替評価損益	175.86	25
収益合計：	29,130.76	4,071
費用		
費用 - 報酬		
監査費用	6,121.68	856
保管報酬	9,992.76	1,396
報告書作成費用	1,957.24	274
投資運用報酬	22,650.02	3,165
受託報酬	4,151.57	580
印刷費	2,182.56	305
経費	888.29	124
副投資顧問報酬	39,304.46	5,493
代行協会員報酬	3,330.95	466
販売報酬	33,308.77	4,655
費用合計：	123,888.30	17,313
投資純利益	(94,757.54)	(13,242)

損益計算書

エマージング・ボンド・ファンド 豪ドル・ポートフォリオ

2013年8月1日から

2014年1月31日までの期間

豪ドル

千円

収益

実現損益

為替取引に係る実現利益

160.51

15

為替取引に係る実現損失

(38.20)

(3)

市場に係る実現利益

259,719.48

23,738

受取利息

預金受取利息

5,672.91

519

受取配当金

受取配当金

2,760,198.42

252,282

未実現評価損益

未実現時価評価損益

(2,301,208.43)

(210,330)

未実現為替評価損益

172.59

16

収益合計：

724,677.28

66,236

費用

費用 - 報酬

監査費用

14,268.02

1,304

保管報酬

49,486.04

4,523

報告書作成費用

3,424.02

313

投資運用報酬

112,168.37

10,252

受託報酬

6,220.89

569

印刷費

3,402.45

311

経費

3,064.82

280

副投資顧問報酬

194,644.99

17,791

代行協会員報酬

16,495.36

1,508

販売報酬

164,953.36

15,077

費用合計：

568,128.32

51,927

投資純利益

156,548.96

14,309

損益計算書

エマージング・ボンド・ファンド 南アフリカランド・ポートフォリオ

2013年8月1日から

2014年1月31日までの期間

	南アフリカランド	千円
収益		
実現損益		
為替取引に係る実現利益	3,014.35	29
為替取引に係る実現損失	(318.35)	(3)
市場に係る実現利益	7,838,601.40	74,623
受取配当金		
受取配当金	39,431,917.40	375,392
未実現評価損益		
未実現時価評価損益	(26,828,460.73)	(255,407)
未実現為替評価損益	2,980.95	28
収益合計：	20,447,735.02	194,662
費用		
費用 - 報酬		
監査費用	161,073.21	1,533
保管報酬	572,535.45	5,451
報告書作成費用	38,260.40	364
投資運用報酬	1,285,881.79	12,242
受託報酬	60,223.91	573
印刷費	33,424.27	318
経費	31,098.04	296
副投資顧問報酬	2,251,972.30	21,439
代行協会員報酬	190,845.10	1,817
販売報酬	1,908,451.31	18,168
費用合計：	6,533,765.78	62,201
投資純利益	13,913,969.24	132,461

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

保有有価証券残高明細
エマージング・ボンド・ファンド 米ドル・ポートフォリオ
種類・グループ別 2014年1月31日現在

口数 / 金額	種類	取引日	サブ ユニ ット・ クラス	取得原価 (表示通貨) (注1)	取得原価 (基準通貨) (注2) (米ドル)	(注) 基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米 ドル)	合計 (米ドル)
現金											
1,152,424.00000	現金	2014 年1 月31 日		1,152,424.00	1,152,424.00	1.000000000 1.000000000	1,152,424.00	1,152,424.00	0.00	0.00	0.00
ファンド											
6,560,063.38000	ピムコ ケ イマン エ マージン グ ボンド ファンド A クラス F (米ド ル) SCYM0030 618337	2009年 6月19 日		74,647,107.36	74,647,107.36	11.490000000 1.000000000	75,375,128.24	75,375,128.24	728,020.88	0.00	728,020.88
7,712,487.38000	ポート フォリオ 合計			75,799,531.36	75,799,531.36		76,527,552.24	76,527,552.24	728,020.88	0.00	728,020.88

(注1) 表示通貨とは、投資対象の表示通貨をいいます。本ポートフォリオの表示通貨は米ドルです。

(注2) 基準通貨とは、ポートフォリオ計理上の基準通貨をいいます。本ポートフォリオの基準通貨は米ドルです。

保有有価証券残高明細
エマージング・ボンド・ファンド ユーロ・ポートフォリオ
種類・グループ別 2014年1月31日現在

									未実現損益		
口数 / 金額	種類	取引 日	サブ ユ ニ ツ ト ・ ク ラ ス	取得原価 (表示通貨) (注1)	取得原価 (基準通貨) (注2) (ユーロ)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (ユーロ)	市場 (ユーロ)	通貨 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
現金											
244,722.35000	現金	2014 年1 月31 日		244,722.35	244,722.35	1.000000000 1.000000000	244,722.35	244,722.35	0.00	0.00	0.00
為替先物（持ち高）											
18,425.00000	為替先物 2月6日 (米ドル) FUS06FEB 表示通 貨：米ド ル	2014 年1 月27 日		18,425.00	13,488.29	1.000000000 1.348554285	18,425.00	13,662.78	0.00	174.49	174.49
564.02000	為替先物 2月10日 (米ドル) FUS10FEB 表示通 貨：米ド ル	複数		564.02	416.87	1.000000000 1.348553333	564.02	418.24	0.00	1.37	1.37
ファンド											
980,583.38000	ビムコ ケイマン エマージ ングボ ンド ファンド Aクラス F (ユーロ) SCYM0031 618338	2009 年6 月19 日		11,490,281.63	11,490,281.63	11.340000000 1.000000000	11,119,815.53	11,119,815.53	(370,466.10)	0.00	(370,466.10)
1,244,294.75000	ポート フォリオ 合計			11,753,993.00	11,748,909.14		11,383,526.90	11,378,618.90	(370,466.10)	175.86	(370,290.24)

（注1）表示通貨とは、投資対象の表示通貨をいいます。本ポートフォリオの表示通貨はユーロまたは米ドルです。

（注2）基準通貨とは、ポートフォリオ計理上の基準通貨をいいます。本ポートフォリオの基準通貨はユーロです。

保有有価証券残高明細
エマージング・ボンド・ファンド 豪ドル・ポートフォリオ
種類・グループ別 2014年1月31日現在

口数 / 金額	種類	取引 日	サブ ユ ニ ット・ クラス	取得原価	取得原価	(注3) 基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額	未実現損益		
				(表示通貨) (¹⁾)	(基準通貨) (²⁾) (豪ドル)			(基準通貨) (豪ドル)	市場 (豪ドル)	通貨 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
現金											
641,225.02000	現金	2014 年1 月31 日		641,225.02	641,225.02	1.000000000 1.000000000	641,225.02	641,225.02	0.00	0.00	0.00
為替先物（持ち高）											
23,375.00000	為替先物 2月6日 (米ドル) FUS06FEB 表示通 貨：米ド ル	2014 年1 月27 日		23,375.00	26,632.11	1.000000000 0.872144285	23,375.00	26,801.76	0.00	169.65	169.65
493.69000	為替先物 2月10日 (米ドル) FUS10FEB 表示通 貨：米ド ル	複数		493.69	563.25	1.000000000 0.871955000	493.69	566.19	0.00	2.94	2.94
ファンド											
5,207,611.40000	ピムコ ケ イマン エ マージン グ ボンド ファンド B クラス F (豪ド ル) SCYM0028 618341	2009 年6 月19 日		57,798,405.51	57,798,405.51	11.090000000 1.000000000	57,752,410.43	57,752,410.43	(45,995.08)	0.00	(45,995.08)
5,872,705.11000	ポート フォリオ 合計			58,463,499.22	58,466,825.89		58,417,504.14	58,421,003.40	(45,995.08)	172.59	(45,822.49)

（注1）表示通貨とは、投資対象の表示通貨をいいます。本ポートフォリオの表示通貨は豪ドルまたは米ドルです。

（注2）基準通貨とは、ポートフォリオ計理上の基準通貨をいいます。本ポートフォリオの基準通貨は豪ドルです。

保有有価証券残高明細
エマージング・ボンド・ファンド 南アフリカランド・ポートフォリオ
種類・グループ別 2014年1月31日現在

口数 / 金額	種類	サブ ユ ニ ツ ・ ク ラ ス 取 引 日	取得原価 （表示通貨） ^(注 1)	取得原価 （基準通貨） ^(注 2) （南アフリカ ランド）	基準価格 ／ 換算レート	価額 （表示通貨）	価額 （基準通貨） （南アフリカ ランド）	未実現損益		
								市場 （南アフリカ ランド）	通貨 （南アフ リカラン ド）	合計 （南アフリカ ランド）
現金										
24,901.66000	現金	2014 年 1 月 31 日	24,901.66	24,901.66	1.000000000 1.000000000	24,901.66	24,901.66	0.00	0.00	0.00
為替先物（持ち高）										
23,375.00000	為替先物 2月6日 (米ドル) FUS06FEB 表示通 貨：米ド ル	2014 年 1 月 27 日	23,375.00	258,314.79	1.000000000 0.089453920	23,375.00	261,307.72	0.00	2,992.93	2,992.93
493.70000	為替先物 2月10日 (米ドル) FUS10FEB 表示通 貨：米ド ル	複数	493.70	5,533.88	1.000000000 0.089407671	493.70	5,521.90	0.00	(11.98)	(11.98)
ファンド										
6,184,997.84000	ビムコ ケイマン エマージ ングボ ンド ファンド Bクラス SF (南アフ リカラン ド) SCYM0029 618342	2009 年 6 月 19 日	672,259,870.59	672,259,870.59	113.580000000 1.000000000	702,492,054.67	702,492,054.67	30,232,184.08	0.00	30,232,184.08
6,233,768.20000	ポート フォリオ 合計		672,308,640.95	672,548,620.92		702,540,825.03	702,783,785.95	30,232,184.08	2,980.95	30,235,165.03

（注１）表示通貨とは、投資対象の表示通貨をいいます。本ポートフォリオの表示通貨は南アフリカランドまたは米ドルです。

（注２）基準通貨とは、ポートフォリオ計理上の基準通貨をいいます。本ポートフォリオの基準通貨は南アフリカランドです。

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは、ピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAまたはピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBを通じてピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）に投資します。資産負債計算書の資産の部に計上された投資有価証券は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドAまたはピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBの受益証券です。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）の状況は次の通りです。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）の状況

同投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託です。同投資信託の資産負債計算書および投資有価証券明細表は、ピムコジャパンリミテッドより入手した中間財務書類の原文を管理会社が抜粋したものが翻訳されております。

[次へ](#)

資産負債計算書（未監査）

2013年 8 月31日現在

	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）	
	千米ドル （受益証券１口当 りの金額を除く）	百万円 （受益証券１口当 りの金額を除く）
資産：		
投資、時価評価額	5,337,030	544,057
現先取引契約、時価評価額	5,500	561
現金	190	19
取引相手への預け金	5,751	586
外貨、時価評価額	185	19
投資売却未収金	60,922	6,210
支払店頭スワッププレミアム	23,186	2,364
金融デリバティブ商品に係る未収変動証拠金	59	6
外国為替契約に係る未実現評価益	12,485	1,273
店頭スワップ契約に係る未実現評価益	883	90
ファンド受益証券販売未収金	1,068	109
未収利息および未収配当金	89,326	9,106
	5,536,585	564,399
負債：		
逆現先取引契約に係る未払金	25,532	2,603
未払利息	1	0
売建オプション残高	1,156	118
受取店頭スワッププレミアム	11,465	1,169
金融デリバティブ商品に係る未払変動証拠金	213	22
外国為替契約に係る未実現評価損	3,470	354
店頭スワップ契約に係る未実現評価損	12,382	1,262
取引相手からの預り金	21,310	2,172
ファンド受益証券買戻未払金	29,884	3,046
未払税金	7,117	726
	112,530	11,471
純資産	5,424,055	552,928
投資原価	5,485,233	559,165
現先取引契約原価	5,500	561
保有外貨原価	205	21
売建オプションに係る受取プレミアム	1,078	110

ピムコ ケイマン

エマージング ボンド ファンド（M）

千米ドル	百万円
（受益証券1口当たりの金額を除く）	（受益証券1口当たりの金額を除く）

純資産：	5,424,055	552,928
発行済受益証券口数：	458,647千口	458,647千口
発行済受益証券1口当たり純資産価額および買戻価格： （機能通貨による表示）	11.83米ドル	1,206円

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

添付の注記参照。

[次へ](#)

投資有価証券明細表（未監査）

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

（2013年8月31日現在）

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
azerbaijan 0.4%			Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%			10.000% due 01/01/2023	BRL 27,200	\$ 10,431
State Oil Co. of the Azerbaijan Republic					139,117
4.750% due 03/13/2023	\$ 22,560	\$ 20,523	Total Brazil		608,520
Total Azerbaijan		20,523	(Cost \$643,042)		
(Cost \$22,560)					
BERMUDA 0.3%			CANADA 0.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%			CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%		
Qtel International Finance Ltd.			Harvest Operations Corp.		
4.500% due 01/31/2043 (e)	12,700	10,636	2.125% due 05/14/2018 (e)	\$ 2,700	2,590
7.875% due 06/10/2019	5,600	6,804	Total Canada		2,590
Total Bermuda (Cost \$19,043)		17,440	(Cost \$2,691)		
			CAYMAN ISLANDS 1.7%		
BRAZIL 11.2%			CORPORATE BONDS & NOTES 1.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 8.6%			Interoceanica IV Finance Ltd.		
Banco do Brasil S.A.			0.000% due 11/30/2018	8,973	8,100
3.875% due 10/10/2022	48,650	40,988	0.000% due 11/30/2025	1,073	759
6.000% due 01/22/2020	59,200	62,160	Interoceanica V Finance Ltd.		
Banco do Nordeste do Brasil S.A.			0.000% due 05/15/2030	13,900	7,280
3.625% due 11/09/2015	1,700	1,711	IPIC GMTN Ltd.		
4.375% due 05/03/2019	19,890	18,915	3.125% due 11/15/2015	275	285
Caixa Economica Federal			Odebrecht Drilling Norbe VIII & IX Ltd.		
2.375% due 11/06/2017	4,320	4,050	6.350% due 06/30/2021	49,673	48,927
3.500% due 11/07/2022	9,000	7,222	Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.			0.000% due 05/31/2018	17,773	16,097
5.750% due 10/27/2021	16,000	14,920	QNB Finance Ltd.		
6.875% due 07/30/2019	44,035	45,686	2.875% due 04/29/2020	14,200	13,312
7.750% due 11/30/2015	950	1,043	Total Cayman Islands		94,760
Petrobras Global Finance BV			(Cost \$94,937)		
3.000% due 01/15/2019	11,200	10,330	CHILE 1.1%		
Petrobras International Finance Co.			CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
5.375% due 01/27/2021	32,275	31,677	Banco del Estado de Chile		
5.750% due 01/20/2020	80,942	82,334	2.000% due 11/09/2017	6,600	6,454
5.875% due 03/01/2018	4,200	4,463	3.875% due 02/08/2022	1,300	1,250
6.875% due 01/20/2040	3,500	3,340	4.125% due 10/07/2020	15,400	15,454
7.875% due 03/15/2019	124,320	140,564	Corp. Nacional del Cobre de Chile		
		469,403	4.250% due 07/17/2042	28,400	22,557
SOVEREIGN ISSUES 2.6%			7.500% due 01/15/2019	6,650	7,945
Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social					53,660
4.125% due 09/15/2017	EUR 700	936	SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
6.369% due 06/16/2018	\$ 31,400	34,038	Chile Government International Bond		
6.500% due 06/10/2019	14,931	16,185	3.625% due 10/30/2042	5,850	4,607
Brazil Government International Bond			Total Chile		58,267
2.625% due 01/05/2023	3,700	3,160	(Cost \$63,864)		
5.625% due 01/07/2041	10,880	10,554	CHINA 1.3%		
7.125% due 01/20/2037	7,700	8,797	CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
Brazil Letras do Tesouro Nacional			China Railway Resources Huitung Ltd.		
0.000% due 01/01/2017	BRL 96,800	28,038	3.850% due 02/05/2023	2,300	2,113
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais					
5.333% due 02/15/2028	\$ 28,700	26,978			

See accompanying notes

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
Sinopec Group Overseas Development 2012 Ltd.			GUATEMALA 0.9%		
3.900% due 05/17/2022	\$ 20,140	\$ 19,597	SOVEREIGN ISSUES 0.9%		
4.875% due 05/17/2042	34,230	<u>32,184</u>	Guatemala Government Bond		
		<u>53,894</u>	4.875% due 02/13/2028	\$ 10,910	\$ 9,819
			5.750% due 06/06/2022	36,570	<u>37,119</u>
			Total Guatemala		<u>46,938</u>
			(Cost \$47,961)		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%			HONG KONG 0.0%		
Export-Import Bank of China			CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%		
3.350% due 06/18/2017	CNH 92,000	<u>14,981</u>	CNOOC Finance 2013 Ltd.		
Total China		<u>68,875</u>	3.000% due 05/09/2023	400	<u>356</u>
(Cost \$70,984)			Total Hong Kong		<u>356</u>
			(Cost \$394)		
COLOMBIA 1.9%			INDIA 1.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%			CORPORATE BONDS & NOTES 1.9%		
Ecopetrol S.A.			Bank of India		
7.625% due 07/23/2019	\$ 46,265	<u>53,205</u>	4.750% due 09/30/2015	1,425	1,460
SOVEREIGN ISSUES 0.9%			Bharat Petroleum Corp. Ltd.		
Colombia Government International Bond			4.625% due 10/25/2022	11,320	9,811
6.125% due 01/18/2041	22,180	23,428			
7.375% due 09/18/2037	18,800	22,889	Export-Import Bank of India		
10.375% due 01/28/2033	1,465	<u>2,186</u>	4.000% due 08/07/2017	6,400	6,242
		<u>48,503</u>	4.000% due 01/14/2023	17,500	14,263
Total Colombia		<u>101,708</u>	4.400% due 04/21/2015	6,350	6,524
(Cost \$103,796)					
COSTA RICA 0.3%			Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%			3.417% due 10/10/2017	20,900	19,808
Costa Rica Government International Bond					
4.250% due 01/26/2023	4,050	3,685	Power Grid Corp. of India Ltd.		
4.375% due 04/30/2025	4,200	3,738	3.875% due 01/17/2023 (e)	14,500	11,861
5.625% due 04/30/2043	8,300	<u>7,055</u>			
Total Costa Rica		<u>14,478</u>	State Bank of India		
(Cost \$16,549)			2.416% due 01/21/2016	15,800	15,699
CROATIA 0.2%			4.500% due 07/27/2015	14,825	<u>15,196</u>
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%			Total India		<u>100,864</u>
Hrvatska Elektroprivreda			(Cost \$108,846)		
6.000% due 11/09/2017	8,650	<u>8,823</u>	INDONESIA 6.2%		
Total Croatia		<u>8,823</u>	CORPORATE BONDS & NOTES 3.7%		
(Cost \$8,650)			Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT		
EGYPT 0.3%			4.125% due 04/27/2017	17,825	17,275
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%					
Nile Finance Ltd.			Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia		
5.250% due 08/05/2015	19,200	<u>18,168</u>	3.750% due 04/26/2017	14,000	13,497
Total Egypt		<u>18,168</u>			
(Cost \$19,485)			Majapahit Holding BV		
EL SALVADOR 2.2%			7.250% due 06/28/2017	24,717	26,694
SOVEREIGN ISSUES 2.2%			7.750% due 10/17/2016	22,097	24,113
El Salvador Government International Bond			7.750% due 01/20/2020	42,240	44,775
5.875% due 01/30/2025	41,070	37,990	7.875% due 06/29/2037	4,245	4,266
7.375% due 12/01/2019	10,850	11,853	8.000% due 08/07/2019	34,392	37,143
7.625% due 02/01/2041	26,930	26,257			
7.650% due 06/15/2035	38,900	37,733	Pertamina Persero PT		
8.250% due 04/10/2032	7,390	<u>7,575</u>	4.300% due 05/20/2023	11,900	9,758
Total El Salvador		<u>121,408</u>	6.000% due 05/03/2042	20,230	15,729
(Cost \$140,764)					
GABON 0.9%			Perusahaan Listrik Negara PT		
SOVEREIGN ISSUES 0.9%			5.250% due 10/24/2042	11,800	<u>8,231</u>
Gabon Government International Bond					<u>201,481</u>
8.200% due 12/12/2017	45,280	<u>51,062</u>			
Total Gabon		<u>51,062</u>			
(Cost \$49,681)					

See accompanying notes

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
Petroleos Mexicanos			PERU 1.8%		
4.875% due 03/15/2015	\$ 300	\$ 317	CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%		
4.875% due 01/24/2022	2,520	2,545	Corp. Financiera de Desarrollo S.A.		
5.500% due 01/21/2021	4,460	4,745	4.750% due 02/08/2022	\$ 1,100	\$ 1,064
5.500% due 06/27/2044	19,200	16,752			
6.000% due 03/05/2020	6,300	6,962	SOVEREIGN ISSUES 1.8%		
6.500% due 06/02/2041	68,435	68,435	El Fondo MIVIVIENDA S.A.		
		<u>127,333</u>	3.500% due 01/31/2023	13,400	11,658
SOVEREIGN ISSUES 3.1%			Peru Government International Bond		
Mexico Government International Bond			6.550% due 03/14/2037	6,155	6,986
2.750% due 04/22/2023	EUR 7,640	9,555	8.750% due 11/21/2033	54,158	75,280
5.750% due 10/12/2110	\$ 13,850	12,500			<u>93,924</u>
6.050% due 01/11/2040	30,180	32,111	Total Peru		<u>94,988</u>
6.750% due 09/27/2034	10,630	12,352	(Cost \$98,225)		
7.500% due 04/08/2033	250	314	PHILIPPINES 1.9%		
7.750% due 12/14/2017	MXN 475,380	38,974	CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
10.000% due 12/05/2024	657,340	63,546	Power Sector Assets & Liabilities Management Corp.		
		<u>169,352</u>	7.250% due 05/27/2019	9,900	11,571
Total Mexico		<u>296,685</u>	7.390% due 12/02/2024	28,050	33,379
(Cost \$321,021)					<u>44,950</u>
MONGOLIA 1.4%			SOVEREIGN ISSUES 1.1%		
SOVEREIGN ISSUES 1.4%			Philippines Government International Bond		
Development Bank of Mongolia LLC			6.375% due 10/23/2034	2,500	2,838
5.750% due 03/21/2017	\$ 30,000	27,029	7.750% due 01/14/2031	40,630	50,940
Mongolia Government International Bond			9.500% due 02/02/2030	2,000	2,870
4.125% due 01/05/2018	33,115	29,803	10.625% due 03/16/2025	300	454
5.125% due 12/05/2022	23,055	18,675			<u>57,102</u>
Total Mongolia		<u>75,507</u>	Total Philippines		<u>102,052</u>
(Cost \$85,976)			(Cost \$95,445)		
MOROCCO 1.6%			POLAND 0.1%		
SOVEREIGN ISSUES 1.6%			SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
Morocco Government International Bond			Poland Government International Bond		
4.250% due 12/11/2022	28,200	24,181	6.375% due 07/15/2019	5,910	6,791
4.500% due 10/05/2020	EUR 41,000	55,279	Total Poland		<u>6,791</u>
5.500% due 12/11/2042	\$ 11,100	8,825	(Cost \$6,674)		
Total Morocco		<u>88,285</u>	QATAR 1.3%		
(Cost \$94,115)			CORPORATE BONDS & NOTES 1.3%		
NETHERLANDS 1.6%			Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. II		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.6%			5.298% due 09/30/2020	21,845	23,341
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV			Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III		
6.375% due 10/06/2020	48,900	51,590	5.838% due 09/30/2027	12,130	12,948
6.950% due 07/10/2042	20,120	19,240	6.332% due 09/30/2027	3,025	3,375
7.000% due 05/11/2016	15,000	16,256	6.750% due 09/30/2019	26,200	30,523
Total Netherlands		<u>87,086</u>	Total Qatar		<u>70,187</u>
(Cost \$89,564)			(Cost \$66,458)		
PANAMA 2.2%			ROMANIA 0.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%			SOVEREIGN ISSUES 0.0%		
ENA Norte Trust			Romania Government International Bond		
4.950% due 04/25/2023	2,217	2,240	5.000% due 03/18/2015	EUR 1,000	1,375
SOVEREIGN ISSUES 2.2%			Total Romania		<u>1,375</u>
Panama Government International Bond			(Cost \$1,219)		
4.300% due 04/29/2053	11,300	8,475	RUSSIA 6.4%		
5.200% due 01/30/2020	3,500	3,798	CORPORATE BONDS & NOTES 1.0%		
6.700% due 01/26/2036	17,921	19,982	ALROSA Finance S.A.		
7.125% due 01/29/2026	17,957	21,593	7.750% due 11/03/2020	\$ 16,800	18,364
8.125% due 04/28/2034	5,400	6,885	8.875% due 11/17/2014	405	438
8.875% due 09/30/2027	15,740	21,367	SCF Capital Ltd.		
9.375% due 01/16/2023	6,200	8,339	5.375% due 10/27/2017	36,400	36,391
9.375% due 04/01/2029	20,781	29,145			<u>55,193</u>
		<u>119,584</u>			
Total Panama		<u>121,824</u>			
(Cost \$124,375)					

See accompanying notes

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
SOVEREIGN ISSUES 5.4%			Autonomous Community of Madrid		
Russia Government International Bond			4.200% due 09/24/2014	EUR 6,200	\$ 8,409
5.625% due 04/04/2042	\$ 16,650	\$ 16,609	5.750% due 02/01/2018 (e)	3,300	4,682
7.500% due 03/31/2030 (a)	236,206	272,891			
12.750% due 06/24/2028	800	1,370	Autonomous Community of Valencia		
		<u>290,870</u>	2.593% due 09/03/2017	500	590
Total Russia		<u>346,063</u>	3.250% due 07/06/2015	390	502
(Cost \$349,860)			4.375% due 07/16/2015	690	918
SENEGAL 0.4%			Junta de Castilla y Leon		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%			6.270% due 02/19/2018	1,300	1,856
Senegal Government International Bond			6.505% due 03/01/2019	2,000	2,925
8.750% due 05/13/2021	22,350	23,161			
Total Senegal		<u>23,161</u>	Xunta de Galicia		
(Cost \$23,163)			5.763% due 04/03/2017	1,375	1,931
			6.131% due 04/03/2018	1,100	1,584
SERBIA 0.2%			Total Spain		<u>26,577</u>
SOVEREIGN ISSUES 0.2%			(Cost \$25,050)		
Republic of Serbia			SRI LANKA 0.4%		
5.250% due 11/21/2017	10,600	10,417	SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Total Serbia		<u>10,417</u>	Sri Lanka Government International Bond		
(Cost \$10,521)			6.250% due 10/04/2020	\$ 12,800	12,256
			6.250% due 07/27/2021	12,515	11,764
SOUTH AFRICA 2.0%			Total Sri Lanka		<u>24,020</u>
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%			(Cost \$25,636)		
Eskom Holdings SOC Ltd.			TANZANIA 0.1%		
6.750% due 08/06/2023	9,800	9,653	SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
			Tanzania Government International Bond		
Transnet SOC Ltd.			6.450% due 03/08/2020 (e)	6,400	6,528
4.000% due 07/26/2022	29,200	24,455	Total Tanzania		<u>6,528</u>
4.500% due 02/10/2016	4,130	4,231	(Cost \$6,400)		
		<u>38,339</u>			
SOVEREIGN ISSUES 1.3%			TRINIDAD AND TOBAGO 0.9%		
South Africa Government International Bond			CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%		
5.500% due 03/09/2020	17,000	17,765	Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		
6.875% due 05/27/2019	30,740	34,506	6.000% due 05/08/2022	23,190	24,176
7.250% due 01/15/2020	ZAR 141,900	13,456	9.750% due 08/14/2019	21,480	26,581
8.000% due 12/21/2018	25,200	2,509	Total Trinidad and Tobago		<u>50,757</u>
		<u>68,236</u>	(Cost \$47,111)		
Total South Africa		<u>106,575</u>			
(Cost \$122,331)					
			TUNISIA 0.3%		
SOUTH KOREA 0.8%			SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%			Banque Centrale de Tunisie S.A.		
Export-Import Bank of Korea			3.280% due 08/09/2027	/ 1,700,000	11,310
5.125% due 03/16/2015	\$ 400	424	8.250% due 09/19/2027	\$ 2,700	2,916
			Total Tunisia		<u>14,226</u>
Industrial Bank of Korea			(Cost \$18,101)		
3.750% due 09/29/2016	15,185	16,092			
			TURKEY 2.0%		
Korea Hydro & Nuclear Power Co. Ltd.			CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%		
3.000% due 09/19/2022	8,100	7,328	Export Credit Bank of Turkey		
		<u>23,844</u>	5.875% due 04/24/2019	14,750	14,713
SOVEREIGN ISSUES 0.4%			SOVEREIGN ISSUES 1.7%		
Korea Housing Finance Corp.			Turkey Government International Bond		
3.500% due 12/15/2016	11,000	11,556	5.125% due 05/18/2020	EUR 13,100	17,776
4.125% due 12/15/2015	7,300	7,745	6.750% due 05/30/2040	\$ 46,500	45,930
		<u>19,301</u>	6.875% due 03/17/2036	10,600	10,629
Total South Korea		<u>43,145</u>	7.250% due 03/05/2038	8,600	9,000
(Cost \$41,918)			8.000% due 02/14/2034	9,000	10,195
					<u>93,530</u>
SPAIN 0.5%			Total Turkey		<u>108,243</u>
SOVEREIGN ISSUES 0.5%			(Cost \$114,784)		
Autonomous Community of Catalonia					
3.875% due 04/07/2015	EUR 1,850	\$ 2,434			
4.300% due 11/15/2016		266			
4.950% due 02/11/2020		480			

See accompanying notes

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
UKRAINE 1.1%			VENEZUELA 7.7%		
SOVEREIGN ISSUES 1.1%			CORPORATE BONDS & NOTES 3.8%		
Ukraine Government International Bond			Petroleos de Venezuela S.A.		
6.580% due 11/21/2016	\$ 3,000	\$ 2,775	4.900% due 10/28/2014	\$ 61,760	\$ 58,363
6.875% due 09/23/2015	2,950	2,851	5.000% due 10/28/2015	21,900	19,053
7.500% due 04/17/2023	34,300	29,455	5.250% due 04/12/2017	60,690	48,249
7.950% due 02/23/2021	200	178	5.375% due 04/12/2027	4,650	2,674
9.250% due 07/24/2017	23,870	23,427	5.500% due 04/12/2037	24,590	13,770
Total Ukraine		<u>58,686</u>	8.500% due 11/02/2017	69,125	61,936
(Cost \$66,620)					<u>204,045</u>
UNITED ARAB EMIRATES 0.8%			SOVEREIGN ISSUES 3.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%			Venezuela Government International Bond		
Dolphin Energy Ltd.			5.750% due 02/26/2016	1,800	1,616
5.500% due 12/15/2021	400	426	7.000% due 03/31/2038	18,500	12,118
5.888% due 06/15/2019	8,678	9,437	7.650% due 04/21/2025	35,755	25,475
DP World Ltd.			7.750% due 10/13/2019	36,730	30,210
6.850% due 07/02/2037	11,120	10,592	8.250% due 10/13/2024	59,950	44,962
National Bank of Abu Dhabi PJSC			9.000% due 05/07/2023	36,060	29,028
3.000% due 08/13/2019	13,500	13,027	9.250% due 05/07/2028	55,560	43,476
		<u>33,482</u>	9.375% due 01/13/2034	11,474	8,950
			12.750% due 08/23/2022	16,050	15,970
SOVEREIGN ISSUES 0.2%					<u>211,805</u>
Dubai Government International Bond			Total Venezuela		<u>415,850</u>
5.250% due 01/30/2043	15,200	12,236	(Cost \$415,618)		
Total United Arab Emirates		<u>45,718</u>	ZAMBIA 0.4%		
(Cost \$47,280)			SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
UNITED STATES 4.1%			Zambia Government International Bond		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.9%			5.375% due 09/20/2022	22,850	19,365
Pemex Project Funding Master Trust			Total Zambia		<u>19,365</u>
5.500% due 02/24/2025	EUR 11,000	16,547	(Cost \$22,588)		
6.625% due 06/15/2035	\$ 18,750	19,360	SHORT-TERM INSTRUMENTS 1.0%		
6.625% due 06/15/2038	10,000	10,300	COMMERCIAL PAPER 0.8%		
		<u>46,207</u>	Federal Home Loan Bank		
U.S. GOVERNMENT AGENCIES 0.1%			0.050% due 11/27/2013	26,100	26,100
Federal Home Loan Bank			0.125% due 03/27/2014	15,000	15,001
4.125% due 12/13/2019 (f)	3,485	3,848			<u>41,101</u>
U.S. TREASURY OBLIGATIONS 3.1%			REPURCHASE AGREEMENTS 0.1% (d)		<u>5,500</u>
U.S. Treasury Notes			TIME DEPOSITS 0.0%		
0.250% due 04/30/2014 (f)	3,662	3,665	ANZ National Bank		
0.250% due 05/31/2014	20,000	20,020	0.005% due 09/02/2013	/ 12,378	126
0.250% due 06/30/2014	2,700	2,703	0.030% due 09/03/2013	\$ 5	5
0.250% due 08/31/2014	8,400	8,409	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.		
0.500% due 08/15/2014	32,100	32,206	0.030% due 09/03/2013	67	67
0.625% due 07/15/2014	13,988	14,047	Brown Brothers Harriman & Co.		
0.750% due 06/15/2014	23,700	23,816	0.005% due 09/02/2013	/ 99	1
1.000% due 05/15/2014	45,000	45,280	0.030% due 09/03/2013	\$ 1	1
1.250% due 03/15/2014 (f)	3,230	3,250	4.150% due 09/02/2013	ZAR 227	22
1.875% due 02/28/2014 (f)	88	89	Citibank N.A.		
2.250% due 05/31/2014	16,600	16,862	0.001% due 09/02/2013	EUR 42	55
		<u>170,347</u>	DBS Bank Ltd.		
Total United States		<u>220,402</u>	0.030% due 09/03/2013	\$ 200	200
(Cost \$216,040)			Deutsche Bank AG		
URUGUAY 0.8%			0.030% due 09/03/2013	2	2
SOVEREIGN ISSUES 0.8%					
Uruguay Government International Bond					
4.500% due 08/14/2024	14,500	13,993			
7.625% due 03/21/2036	14,690	17,591			
7.875% due 01/15/2033 (b)	11,340	13,707			
Total Uruguay		<u>45,291</u>			
(Cost \$46,279)					

See accompanying notes

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
DnB NORBank ASA			U.S. TREASURY BILLS 0.1%		
0.005% due 09/02/2013	/	104 \$	0.095% due 01/09/2014 - 07/24/2014	\$ 8,209	\$ 8,206
0.030% due 09/03/2013	\$	139	(c)(f)(h)		<u>8,206</u>
					<u>56,395</u>
HSBC Bank			Total Short-Term Instruments		
0.005% due 09/02/2013	/	15,319	(Cost \$56,389)		
			Total Investments 98.5%	\$ 5,342,530	
JPMorgan Chase & Co.			(Cost \$5,490,733)		
0.030% due 09/03/2013	\$	41	Written Options (g) (0.0%)		(1,156)
4.150% due 09/02/2013	ZAR	6,906	(Premiums \$1,078)		
			Other Assets and Liabilities (Net)		82,681
National Australia Bank Ltd.			1.5%		<u>82,681</u>
0.030% due 09/03/2013	\$	1	Net Assets 100.0%		<u>\$ 5,424,055</u>
Sumitomo Mitsui Banking Corp.					
0.001% due 09/02/2013	EUR	3			
0.030% due 09/03/2013	\$	92			
		<u>1,588</u>			

See accompanying notes

Notes to Schedule of Investments (amounts in thousands^{*}, except number of contracts):

^{*} A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Security becomes interest bearing at a future date.

(b) Payment in-kind bond security.

(c) Coupon represents a weighted average rate.

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

(d) Repurchase Agreements:

取引相手	貸出金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保 (時価評価額)	現先取引 (時価評価額)	現先取引に係 る未収金 ⁽¹⁾
BOS	0.070%	08/30/2013	09/03/2013	\$ 500	U.S. Treasury Bonds 3.125% due 11/15/2041	\$ (517)	\$ 500	\$ 500
SAL	0.070%	08/30/2013	09/03/2013	5,000	U.S. Treasury Notes 2.125% due 12/31/2015	(5,102)	5,000	5,000
						<u>\$ (5,619)</u>	<u>\$ 5,500</u>	<u>\$ 5,500</u>

⁽¹⁾ Includes accrued interest.

Reverse Repurchase Agreements:

取引相手	借入金利	借入日	満期日	借入額 ⁽²⁾	逆現先取引に係 る未払金
BRC	(0.750)%	08/06/2013	08/06/2015	\$ (899)	\$ (899)
BRC	(0.750)%	08/16/2013	08/14/2015	(336)	(336)
BRC	(0.750)%	09/03/2013	08/30/2015	(6,394)	(6,394)
BRC	(0.750)%	09/04/2013	08/30/2015	(1,609)	(1,609)
BRC	(1.000)%	07/19/2013	07/05/2015	(824)	(824)
BRC	(1.000)%	08/14/2013	08/13/2015	(3,728)	(3,728)
CFR	(0.250)%	08/27/2013	09/03/2013	EUR (4,459)	(5,879)
CFR	(0.250)%	09/03/2013	06/03/2015	(3,589)	(4,732)
MYI	(1.250)%	07/01/2013	06/27/2015	\$ (1,131)	(1,131)
					<u>\$ (25,532)</u>

⁽²⁾ The average amount of borrowings while outstanding during the period ended August 31, 2013 was \$9,313 at a weighted average interest rate of (0.640)%.

Collateral (Received)/Pledged for Borrowings and Other Financing Transactions

The following is a summary by counterparty of the market value of Borrowings and Other Financing Transactions and collateral (received)/pledged as of August 31, 2013:

(e) Securities with an aggregate market value of \$25,231 have been pledged as collateral under the terms of the master agreements as of August 31, 2013:

取引相手	時価合計	(受入) / 差入 担保	エクスポー ジャー純額
Global/Master Repurchase Agreement			
BOS	\$ 500	\$ (517)	\$ (17)
BRC	(13,790)	13,582	(208)
CFR	(10,611)	10,499	(112)
MYI	(1,131)	1,150	19
SAL	5,000	(5,102)	(102)

(3) Net Exposures represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty(ies) in the event of default and are not disclosed as assets or liabilities in the Statements of Assets and Liabilities. Exposure from borrowings and other financing transactions can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 7, Principal Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED

Futures Contracts:

銘柄	種類	限月	契約数	未実現評価益
10-Year USD Deliverable Interest Rate Swap September Futures	Short	09/2013	141	\$ 726
U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	Short	12/2013	750	12
U.S. Treasury 30-Year Bond December Futures	Long	12/2013	262	665
				<u>\$ 1,403</u>

Swap Agreements:

Credit Default Swaps on Credit Indices - Sell Protection ⁽¹⁾

指標 / トランシェ	固定金利の受取	満期日	想定元本 ⁽²⁾	時価 ⁽³⁾	未実現評価（損）
Dow Jones CDX N.A. EM19 Index	5.000%	06/20/2018	\$ 18,300	\$ 1,359	\$ (874)

(1) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the reference obligation or underlying securities comprising the reference index.

(2) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.

See accompanying notes

- (3) The prices and resulting values for credit default swap agreements on credit indices serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood of an expected liability (or profit) for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/sold as of the period end. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

Interest Rate Swaps

変動金利の支払／受取	変動金利インデックス	固定金利	満期日	想定元本	時価	未実現評価（損）
Pay	3-Month USD-LIBOR	2.650%	07/31/2023	\$ 65,500	\$ (1,485)	(1,485)

Financial Derivative Instruments: Exchange-Traded or Centrally Cleared Summary

The following is a summary of the variation margin of Exchange-Traded or Centrally Cleared Financial Derivative Instruments as of August, 31 2013:

- (f) Securities with an aggregate market value of \$7,738 and cash of \$43 have been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as of August 31, 2013. See Note 7, Principal Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

	金融デリバティブ資産			金融デリバティブ負債		
	未収変動証拠金			未払変動証拠金		
	先物	スワップ契約	合計	先物	スワップ契約	合計
Total Exchange-Traded or Centrally Cleared	\$ 59	\$ 0	\$ 59	\$ (164)	\$ (49)	\$ (213)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

Foreign Currency Contracts:

決済月	受渡し通貨		受取通貨	取引相手	未実現評価益	未実現評価（損）	未実現純評価益／（損）
Sep-2013	BRL	9,385	\$ 3,956	DUB	\$ 8	\$ 0	8
Sep-2013		9,385	3,910	MSC	0	(38)	(38)
Sep-2013	EUR	124,768	164,912	CBK	393	0	393
Sep-2013	MXN	335,130	25,844	BRC	776	0	776
Sep-2013		2,612	206	DUB	11	0	11
Sep-2013		9,399	740	HUS	37	0	37
Sep-2013		945,534	76,580	JPM	5,853	0	5,853
Sep-2013	\$	3,916	BRL 9,385	DUB	32	0	32
Sep-2013		3,956	9,385	MSC	0	(8)	(8)
Sep-2013		130,275	EUR 97,329	BOA	0	(1,937)	(1,937)
Sep-2013		26,935	20,303	BRC	0	(164)	(164)

See accompanying notes

Foreign Currency Contracts: (Cont.)

決済月	受渡し通貨		受取通貨		取引相手	未実現評価益	未実現評価（損）	未実現純評価 益 / （ 損 ）
Sep-2013		7,796	EUR	5,802	DUB	\$ 0	\$ (145)	\$ (145)
Sep-2013		1,767		1,334	HUS	0	(8)	(8)
Sep-2013		3,978	MXN	50,956	BPS	0	(166)	(166)
Oct-2013	CNY	192,168	\$	30,940	UAG	0	(194)	(194)
Oct-2013	EUR	97,329		130,289	BOA	1,940	0	1,940
Oct-2013	JPY	1,213,801		12,276	BOA	0	(98)	(98)
Oct-2013	RUB	1,149,516		35,305	BOA	971	0	971
Oct-2013		35,750		1,109	BRC	41	0	41
Oct-2013	THB	685,000		22,135	BRC	907	0	907
Oct-2013	\$	3,887	BRL	9,385	MSC	35	0	35
Oct-2013		4,031	CNH	24,996	HUS	44	0	44
Oct-2013		11,375		69,900	UAG	19	0	19
Oct-2013		532	CNY	3,263	SCX	0	(4)	(4)
Oct-2013		1,606	EUR	1,201	FBF	0	(22)	(22)
Oct-2013		510	RUB	17,090	BPS	0	0	0
Oct-2013		673	THB	21,093	BOA	0	(19)	(19)
Oct-2013		21,397		668,966	JPM	0	(667)	(667)
Oct-2013	ZAR	170,393	\$	17,131	DUB	583	0	583
Nov-2013	BRL	33,615		14,431	HUS	484	0	484
Nov-2013		33,979		14,449	MSC	351	0	351
						\$ 12,485	\$ (3,470)	\$ 9,015

(g) Written Options:

Interest Rate Swaptions

銘柄	取引相手	変動金利インデックス	変動金利の 支払 / 受取	行使金 利	行使期限	想定元本	プレミアム	時価
Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	GLM	3-Month USD-LIBOR	Receive	2.900%	09/30/2013	\$ 74,000	\$ 1,078	\$ (1,156)

Transactions in written call and put options for the period ended August 31, 2013:

	契約数	ドル建て想定元本	プレミアム
Balance at February 28, 2013	670	\$ 2,087,800	\$ 6,256
Sales	0	306,000	2,047
Closing Buys	(335)	(74,000)	(432)
Expirations	(335)	(2,245,800)	(6,793)
Exercised	0	0	0
Balance at August 31, 2013	0	\$ 74,000	\$ 1,078

See accompanying notes

[次へ](#)

Swap Agreements:

Credit Default Swaps on Corporate, Sovereign and U.S. Municipal Issues - Sell Protection ⁽¹⁾

参照債券	取引相手	固定金利 の受取	満期日	2014年8月31日時点 のインプライド・ク レジット・スプレッ ド ⁽²⁾	想定元本 ⁽³⁾	時価	プレミアム (受取額)	未実現純評価 益/(損)
Brazil Government International Bond	BRC	1.000%	03/20/2016	1.504%	\$ 2,800	\$ (30)	\$ (12)	\$ (18)
Brazil Government International Bond	BRC	1.000%	12/20/2020	2.350%	1,000	(84)	(40)	(44)
Brazil Government International Bond	CBK	1.000%	03/20/2016	1.504%	34,300	(365)	(143)	(222)
Brazil Government International Bond	CBK	1.000%	06/20/2018	2.022%	6,300	(276)	(101)	(175)
Brazil Government International Bond	CBK	1.000%	03/20/2021	2.369%	4,700	(408)	(208)	(200)
Brazil Government International Bond	DUB	1.000%	06/20/2021	2.387%	4,000	(362)	(177)	(185)
Brazil Government International Bond	FBF	1.000%	09/20/2015	1.321%	14,700	(66)	(235)	169
Brazil Government International Bond	HUS	1.000%	03/20/2016	1.504%	6,200	(67)	(23)	(44)
Brazil Government International Bond	HUS	1.000%	06/20/2018	2.022%	15,800	(694)	(235)	(459)
Brazil Government International Bond	HUS	1.000%	03/20/2021	2.369%	31,900	(2,774)	(1,491)	(1,283)
Brazil Government International Bond	HUS	1.000%	06/20/2021	2.387%	1,100	(100)	(46)	(54)
Brazil Government International Bond	JPM	1.000%	09/20/2015	1.321%	12,300	(56)	(179)	123
Brazil Government International Bond	JPM	1.000%	09/20/2021	2.405%	7,500	(703)	(335)	(368)
Egypt Government International Bond	DUB	1.000%	12/20/2015	7.387%	4,500	(589)	(286)	(303)
Mexico Government International Bond	CBK	1.000%	09/20/2018	1.343%	900	(13)	(7)	(6)
Mexico Government International Bond	CBK	1.000%	03/20/2021	1.669%	73,900	(3,169)	(3,104)	(65)
Mexico Government International Bond	HUS	1.000%	09/20/2018	1.343%	1,900	(27)	(9)	(18)
Mexico Government International Bond	HUS	1.000%	03/20/2021	1.669%	3,300	(142)	(152)	10
Mexico Government International Bond	JPM	1.000%	06/20/2021	1.687%	2,000	(91)	(74)	(17)
Mexico Government International Bond	MYC	1.000%	09/20/2018	1.343%	300	(4)	(3)	(1)
Mexico Government International Bond	MYC	1.000%	06/20/2021	1.687%	4,000	(181)	(148)	(33)
Rosneft Oil Co. via Rosneft International Finance Ltd.	CBK	1.000%	03/20/2015	1.834%	17,500	(189)	(455)	266
Russia Government International Bond	BRC	1.000%	09/20/2015	1.314%	1,000	(5)	(37)	32
Russia Government International Bond	CBK	1.000%	09/20/2018	2.014%	15,000	(686)	(729)	43
Russia Government International Bond	HUS	1.000%	09/20/2018	2.014%	45,000	(2,058)	(2,298)	240
South Africa Government International Bond	HUS	1.000%	03/20/2023	2.893%	7,400	(1,040)	(762)	(278)
Venezuela Government International Bond	BRC	5.000%	03/20/2018	9.636%	3,840	(576)	(99)	(477)
Venezuela Government International Bond	GST	5.000%	03/20/2018	9.636%	2,560	(384)	(77)	(307)
						\$ (15,139)	\$ (11,465)	\$ (3,674)

See accompanying notes

Credit Default Swap on Credit Indices - Sell Protection ⁽¹⁾

指標 / トランシェ	取引相手	固定金利の受取	満期日	想定元本 ⁽³⁾	時価 ⁽⁴⁾	プレミアム 支払額	未実現評価 (損)
Dow Jones CDX N.A. EM18 Index	BOA	5.000%	12/20/2017	\$ 90	\$ 6	\$ 12	(6)
Dow Jones CDX N.A. EM18 Index	BPS	5.000%	12/20/2017	1,000	70	133	(63)
Dow Jones CDX N.A. EM18 Index	DUB	5.000%	12/20/2017	3,770	265	469	(204)
Dow Jones CDX N.A. EM19 Index	BRC	5.000%	06/20/2018	39,140	2,909	3,969	(1,060)
Dow Jones CDX N.A. EM19 Index	DUB	5.000%	06/20/2018	63,795	4,741	6,653	(1,912)
Dow Jones CDX N.A. EM19 Index	GST	5.000%	06/20/2018	92,340	6,864	11,146	(4,282)
Dow Jones CDX N.A. EM19 Index	HUS	5.000%	06/20/2018	6,800	506	804	(298)
				\$	15,361	\$ 23,186	\$ (7,825)

- ⁽¹⁾ If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- ⁽²⁾ Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, sovereign or U.S. Municipal issues as of period end serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- ⁽³⁾ The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- ⁽⁴⁾ The prices and resulting values for credit default swap agreements on credit indices serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood of an expected liability (or profit) for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/sold as of the period end. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

See accompanying notes

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as of August 31, 2013:

- (h) Securities with an aggregate market value of \$6,170 and cash of \$5,708 have been pledged as collateral for OTC swap agreements, swaptions, and foreign currency contracts as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as of August 31, 2013.

取引相手	時価合計	(受入) / 差入担保	エクスポージャー純額 ⁽⁵⁾
BOA	\$ 863	\$ (820)	\$ 43
BPS	(96)	0	(96)
BRC	3,774	(4,010)	(236)
CBK	(4,713)	4,832	119
DUB	4,544	(5,110)	(566)
FBF	(88)	0	(88)
GLM	(1,156)	1,027	(129)
GST	6,480	(6,980)	(500)
HUS	(5,839)	5,843	4
JPM	4,336	(3,730)	606
MSC	340	(660)	(320)
MYC	(185)	91	(94)
SCX	(4)	0	(4)
UAG	(175)	0	(175)

- ⁽⁵⁾ Net Exposures represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty(ies) in the event of default and are not disclosed as assets or liabilities in the Statements of Assets and Liabilities. See note 7, Principal Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

See accompanying notes

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS ⁽¹⁾

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Value of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of August 31, 2013:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Assets:						
Variation Margin receivable on financial derivative instruments ⁽²⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 59	\$ 59
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	0	0	0	12,485	0	12,485
Unrealized appreciation on OTC swap agreements	0	883	0	0	0	883
	\$ 0	\$ 883	\$ 0	\$ 12,485	\$ 59	\$ 13,427
Liabilities:						
Written options outstanding	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1,156)	\$ (1,156)
Variation Margin payable on financial derivative instruments ⁽²⁾	0	(43)	0	0	(170)	(213)
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	0	0	0	(3,470)	0	(3,470)
Unrealized depreciation on OTC swap agreements	0	(12,382)	0	0	0	(12,382)
	\$ 0	\$ (12,425)	\$ 0	\$ (3,470)	\$ (1,326)	\$ (17,221)

The Effect of Financial Derivative Instruments in the Statements of Operations for the Period Ended August 31, 2013:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Realized Gain (Loss) on Derivatives:						
Net realized gain on futures contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 24	\$ 24
Net realized gain on written options	0	0	0	0	6,189	6,189
Net realized gain (loss) on swap agreements	0	(1,006)	0	0	7,407	6,401
Net realized gain on foreign currency transactions	0	0	0	25,325	0	25,325
	\$ 0	\$ (1,006)	\$ 0	\$ 25,325	\$ 13,620	\$ 37,939
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Derivatives:						
Net change in unrealized appreciation on futures contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,576	\$ 1,576
Net change in unrealized (depreciation) on written options	0	0	0	0	(2,656)	(2,656)
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on swap agreements	0	(17,439)	0	0	1,544	(15,895)
Net change in unrealized (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	0	0	0	(12,046)	0	(12,046)
	\$ 0	\$ (17,439)	\$ 0	\$ (12,046)	\$ 464	\$ (29,021)

See accompanying notes

- (1) See note 6 in the Notes to Financial Statements for additional information.
- (2) Only current day's variation margin is reported within the Statements of Assets and Liabilities. The variation margin is included in the open futures cumulative appreciations of \$1,403 and open centrally cleared swaps cumulative (depreciation) of \$(2,359) as reported in the Notes to Schedule of Investments.

FAIR VALUE MEASUREMENTS ⁽¹⁾

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of August 31, 2013 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value
Investments, at value				
Azerbaijan				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 20,523	\$ 0	\$ 20,523
Bermuda				
Corporate Bonds & Notes	0	17,440	0	17,440
Brazil				
Corporate Bonds & Notes	0	469,403	0	469,403
Sovereign Issues	0	139,117	0	139,117
Canada				
Corporate Bonds & Notes	0	2,590	0	2,590
Cayman Islands				
Corporate Bonds & Notes	0	78,621	16,139	94,760
Chile				
Corporate Bonds & Notes	0	53,660	0	53,660
Sovereign Issues	0	4,607	0	4,607
China				
Corporate Bonds & Notes	0	53,894	0	53,894
Sovereign Issues	0	14,981	0	14,981
Colombia				
Corporate Bonds & Notes	0	53,205	0	53,205
Sovereign Issues	0	48,503	0	48,503
Costa Rica				
Sovereign Issues	0	14,478	0	14,478
Croatia				
Corporate Bonds & Notes	0	8,823	0	8,823
Egypt				
Corporate Bonds & Notes	0	18,168	0	18,168
El Salvador				
Sovereign Issues	0	121,408	0	121,408
Gabon				
Sovereign Issues	0	51,062	0	51,062
Guatemala				
Sovereign Issues	0	46,938	0	46,938

See accompanying notes

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value
Hong Kong				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 356	\$ 0	\$ 356
India				
Corporate Bonds & Notes	0	100,864	0	100,864
Indonesia				
Corporate Bonds & Notes	0	201,481	0	201,481
Sovereign Issues	0	134,410	0	134,410
Ireland				
Corporate Bonds & Notes	0	242,928	0	242,928
Israel				
Corporate Bonds & Notes	0	10,259	0	10,259
Sovereign Issues	0	13,686	0	13,686
Kazakhstan				
Corporate Bonds & Notes	0	280,679	0	280,679
Lithuania				
Sovereign Issues	0	1,978	0	1,978
Luxembourg				
Corporate Bonds & Notes	0	488,152	0	488,152
Malaysia				
Corporate Bonds & Notes	0	21,688	0	21,688
Marshall Islands				
Corporate Bonds & Notes	0	46,290	0	46,290
Mexico				
Corporate Bonds & Notes	0	127,333	0	127,333
Sovereign Issues	0	169,352	0	169,352
Mongolia				
Sovereign Issues	0	75,507	0	75,507
Morocco				
Sovereign Issues	0	88,285	0	88,285
Netherlands				
Corporate Bonds & Notes	0	87,086	0	87,086
Panama				
Corporate Bonds & Notes	0	2,240	0	2,240
Sovereign Issues	0	119,584	0	119,584
Peru				
Corporate Bonds & Notes	0	1,064	0	1,064
Sovereign Issues	0	93,924	0	93,924
Philippines				
Corporate Bonds & Notes	0	44,950	0	44,950
Sovereign Issues	0	57,102	0	57,102
Poland				
Sovereign Issues	0	6,791	0	6,791
Qatar				
Corporate Bonds & Notes	0	70,187	0	70,187

See accompanying notes

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value
Romania				
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 1,375	\$ 0	\$ 1,375
Russia				
Corporate Bonds & Notes	0	55,193	0	55,193
Sovereign Issues	0	290,870	0	290,870
Senegal				
Sovereign Issues	0	23,161	0	23,161
Serbia				
Sovereign Issues	0	10,417	0	10,417
South Africa				
Corporate Bonds & Notes	0	38,339	0	38,339
Sovereign Issues	0	68,236	0	68,236
South Korea				
Corporate Bonds & Notes	0	23,844	0	23,844
Sovereign Issues	0	19,301	0	19,301
Spain				
Sovereign Issues	0	26,577	0	26,577
Sri Lanka				
Sovereign Issues	0	24,020	0	24,020
Tanzania				
Sovereign Issues	0	6,528	0	6,528
Trinidad and Tobago				
Corporate Bonds & Notes	0	50,757	0	50,757
Tunisia				
Sovereign Issues	0	14,226	0	14,226
Turkey				
Corporate Bonds & Notes	0	14,713	0	14,713
Sovereign Issues	0	93,530	0	93,530
Ukraine				
Sovereign Issues	0	58,686	0	58,686
United Arab Emirates				
Corporate Bonds & Notes	0	33,482	0	33,482
Sovereign Issues	0	12,236	0	12,236
United States				
Corporate Bonds & Notes	0	46,207	0	46,207
U.S. Government Agencies	0	3,848	0	3,848
U.S. Treasury Obligations	0	170,347	0	170,347
Uruguay				
Sovereign Issues	0	45,291	0	45,291
Venezuela				
Corporate Bonds & Notes	0	204,045	0	204,045
Sovereign Issues	0	211,805	0	211,805
Zambia				
Sovereign Issues	0	19,365	0	19,365

See accompanying notes

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value
Short-Term Instruments				
Commercial Paper	\$ 0	\$ 41,101	\$ 0	\$ 41,101
Repurchase Agreements	0	5,500	0	5,500
Time Deposits	0	1,588	0	1,558
U.S. Treasury Bills	0	8,206	0	8,206
	\$ 0	\$ 5,326,391	\$ 16,139	\$ 5,342,530
Financial Derivative Instruments - Assets				
Credit Contracts	0	883	0	883
Foreign Currency Contracts	0	12,485	0	12,485
Interest Rate Contracts	1,403	0	0	1,403
	\$ 1,403	\$ 13,368	\$ 0	\$ 14,771
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Credit Contracts	0	(13,256)	0	(13,256)
Foreign Currency Contracts	0	(3,470)	0	(3,470)
Interest Rate Contracts	0	(2,641)	0	(2,641)
	\$ 0	\$ (19,367)	\$ 0	\$ (19,367)
Totals	\$ 1,403	\$ 5,320,392	\$ 16,139	\$ 5,337,934

There were no transfers between Level 1 and 2 during the period ended August 31, 2013.

The following is a reconciliation of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the period ended August 31, 2013:

Category and Sub-category	Beginning Balance at February 28, 2013	Net Purchases	Net Sales	Accrued Discounts/ (Premiums)	Realized Gain/ (Loss)	Net Change in Unrealized Appreciation/ (Depreciation) (2)	Transfers into Level 3	Transfers out Level 3	Ending Balance at August 31, 2013	Net Change in Unrealized Appreciation/ (Depreciation) on Investments held at August 31, 2013 (2)
Investments, at value										
Cayman Islands										
Corporate Bonds & Notes	\$ 16,922	\$ 0	\$ (836)	\$ 394	\$ 134	\$ (475)	\$ 0	\$ 0	\$ 16,139	\$ (285)

See accompanying notes

The following is a summary of significant unobservable inputs used in the fair valuations of assets and liabilities categorized within Level 3 of the fair value hierarchy:

Category and Sub-category	Ending Balance at August 31, 2013	Valuation Technique	Unobservable Inputs	Input Value (s) (%) Unless Noted Otherwise)
Investments, at value				
Cayman Islands				
Corporate Bonds & Notes	\$ 16,139	Benchmark Pricing	Base Price	52-90.5

- ⁽¹⁾ See note 3 in the Notes to Financial Statements for more information regarding pricing inputs, valuation techniques, and transfers.
- ⁽²⁾ Any difference between Net Change In Unrealized Appreciation/(Depreciation) and Net Change in Unrealized Appreciation/(Depreciation) on Investments held at August 31, 2013 may be due to an investment no longer held or categorized as Level 3 at period end.

See accompanying notes

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（平成26年２月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命をただちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の４分の３以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは() 管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成26年２月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	64	8,554,886,332.17米ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円への換算には平成26年2月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.94円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(１) 資産及び負債の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

(単位：米ドル)

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	375,158,892.00	38,243,697
1.2	売買目的で保有される金融資産	45,751,398.00	4,663,898
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,751,398.00	4,663,898
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	3,233,910.00	329,665
1.4.1	持分証券	3,233,910.00	329,665
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	3,387,826,512.00	345,355,035
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,387,826,512.00	345,355,035
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,871,142.00	190,744
1.9.1	有形固定資産	1,871,142.00	190,744
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,494,270.00	458,146
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	4,494,270.00	458,146
1.12	税金資産	0.00	0
1.12.1	現行税金資産	0.00	0
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	28,868,352.00	2,942,840
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	3,847,204,476.00	392,184,024

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	45,652,356.00	4,653,801
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,652,356.00	4,653,801
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	3,653,841,677.00	372,472,621
2.4.1	金融機関からの預金	803,883,131.00	81,947,846
2.4.2	金融機関以外からの預金	2,849,958,546.00	290,524,774
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	5,136,456.00	523,610
2.9.1	現行税金負債	2,896,745.00	295,294
2.9.2	繰延税金負債	2,239,711.00	228,316
2.10	その他の負債	11,141,984.00	1,135,814
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,715,772,473.00	378,785,846

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,783,806
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,783,806
3.1.2	未払込請求資本	0.00	0
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,441,180.00	248,854
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,441,180.00	248,854
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	77,841,959.00	7,935,209
3.6	< 自己株式 >		
3.7	当期利益	14,030,895.00	1,430,309
3.8	< 中間配当 >		
3.10	資本合計	131,432,003.00	13,398,178
3.11	負債および資本合計	3,847,204,476.00	392,184,024

(2) 損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2013年 6 月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,822,289.00	3,549,784
5.2	利息収益	5,100,934.00	519,989
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	93,802.00	9,562
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,581,208.00	161,188
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	3,425,924.00	349,239
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	924,813.00	94,275
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	132,035.00	13,460
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	792,778.00	80,816
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	17.00	2
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	17.00	2
5.6	受取手数料（＋）	54,260,320.00	5,531,297
5.7	（支払手数料）（－）	24,839,340.00	2,532,122
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,306,423.00	235,117
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,306,423.00	235,117
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	102,759.00	10,475

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	1,184,011.00	120,698
5.16	一般管理費（－）	15,822,658.00	1,612,962
5.16.1	従業員費用（－）	7,577,208.00	772,421
5.16.2	一般管理費用（－）	8,245,450.00	840,541
5.17	減価償却（＋／－）	673,123.00	68,618
5.17.1	有形固定資産	149,209.00	15,210
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	523,914.00	53,408
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	18,326,508.00	1,868,204
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,295,613.00	437,895
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	14,030,895.00	1,430,309
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	14,030,895.00	1,430,309

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

(5) 申込手数料

(前略)

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.15%

(注) (税抜 3 %) の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

(注) 手数料率は、手数料率 (税抜) にかかる消費税および地方消費税に相当する料率 (5 %) を加算した料率を表記している。

手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が 8 % となった場合には、3.24%となる。以下同じ。

(後略)

< 訂正後 >

(5) 申込手数料

(前略)

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.24% (税抜 3 %) の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

(後略)

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

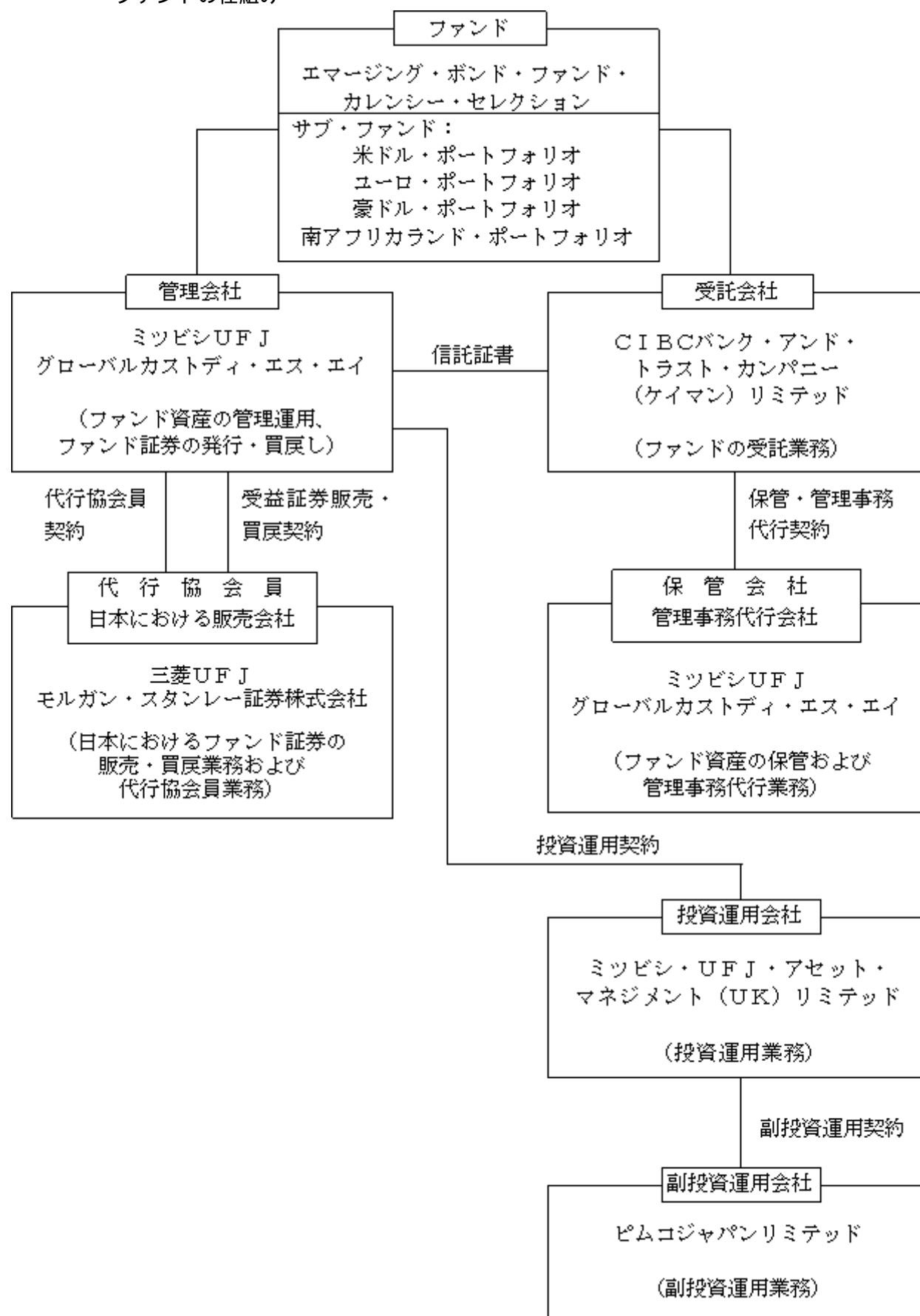
1 ファンドの性格

< 訂正前 >

(前略)

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

(中略)

三菱・ＵＦＪ・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド (Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.)	投資運用会社	平成21年５月13日付で投資運用契約（改訂済）（注２）を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)	副投資運用会社	平成21年６月19日付で副投資運用契約（改訂済）（注３）を投資運用会社と締結する。同契約は、副投資運用業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成21年５月13日付で管理会社との間で代行協会員契約（注４）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。平成21年５月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済）（注５）を締結。受益証券販売・買戻契約（改訂済）は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注１）保管・管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

（注２）投資運用契約（改訂済）とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

（注３）副投資運用契約（改訂済）とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券１口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注５）受益証券販売・買戻契約（改訂済）とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（中略）

（ ）資本金の額（平成25年11月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（注）米ドルの円貨換算は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信相場の仲値である、１米ドル＝102.42円による。

（中略）

（６）監督官庁の概要

（中略）

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、ファンドの登録の取消し、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命するこ

と、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M A は、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

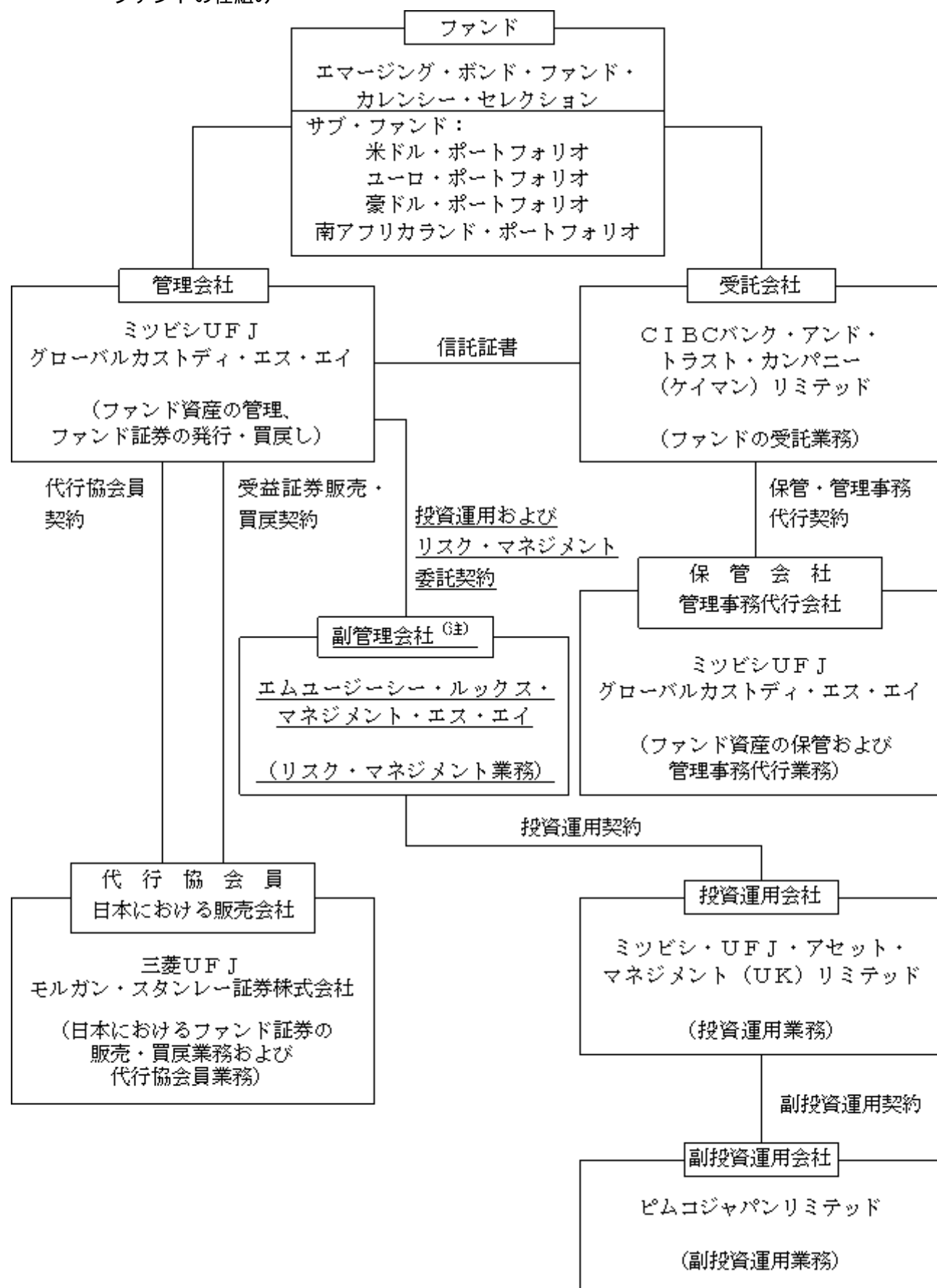
（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



(注) 平成26年4月30日付で副管理会社が任命される。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

(中略)

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年4月30日を効力発生日として投資運用およびリスク・マネジメント委託契約 ^(注2) を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク管理業務について規定している。
三菱・ＵＦＪ・アセット・マネジメント(ＵＫ)リミテッド (Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.)	投資運用会社	平成26年4月30日を効力発生日として投資運用契約 ^(注3) を副管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)	副投資運用会社	平成21年6月19日付で副投資運用契約(改訂済) ^(注4) を投資運用会社と締結する。同契約は、副投資運用業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成21年5月13日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。平成21年5月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(改訂済) ^(注6) を締結。受益証券販売・買戻契約(改訂済)は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注 1) 保管・管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注 2) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク管理業務の提供を約する契約である。

(注 3) 投資運用契約とは、副管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

(注 4) 副投資運用契約(改訂済)とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注 5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注 6) 受益証券販売・買戻契約(改訂済)とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

(中略)

() 資本金の額(平成26年2月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約38億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円貨換算は、平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信相場の仲値である、1米ドル＝101.94円による。

（中略）

（６）監督官庁の概要

（中略）

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、ファンドの登録の取消し、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

（後略）

２ 投資方針

<訂正前>

（１）投資方針

（中略）

マスター・ファンドの投資戦略および投資制限

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified）である。

マスター・ファンドは、通常の状態において、純資産の80%以上をエマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに対して投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。PIMCOは、マスター・ファンドの受託会社によって選任された投資顧問会社として、マスター・ファンドの資産の投資について責任を負う。PIMCOは、エマージング証券市場に適すると考える国を選定し、これに対して投資を行う広範な裁量を有しているが、通常、世界銀行もしくはその関連機関または国連もしくはその機構により新興国または途上国と定義されている国に所在する市場をエマージング証券市場と判断する。

（中略）

（３）運用体制

（イ）サブ・ファンドの運用体制

管理会社は、投資運用契約を締結し、投資運用会社にポートフォリオの投資運用を委託している。

（中略）

副投資運用会社の運用体制

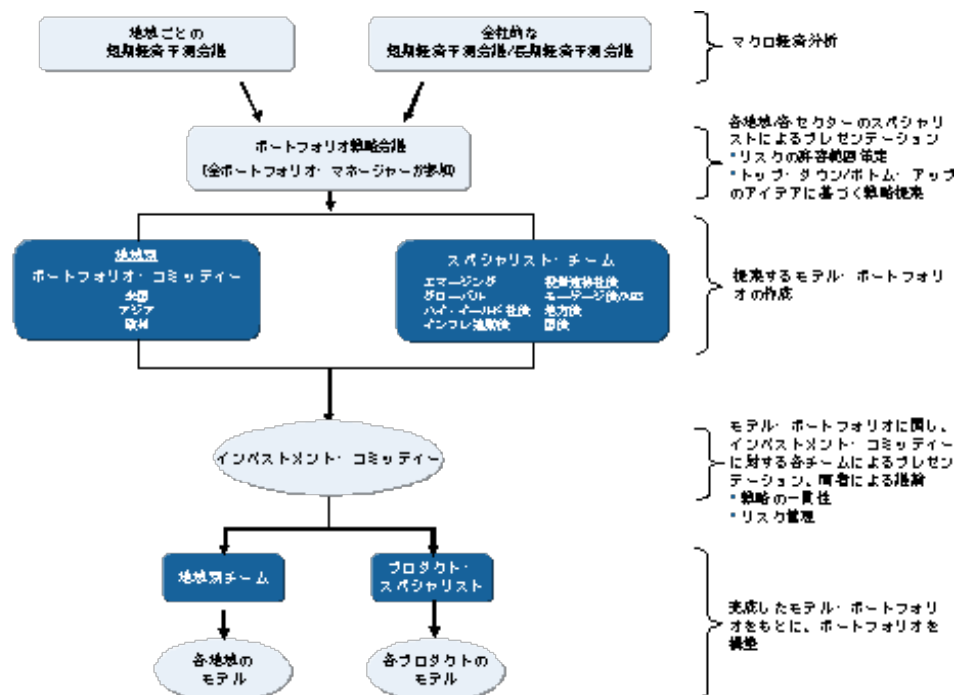
（中略）

上記運用体制は、平成25年12月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス

- ・ 長期的な視点に基づいた投資戦略
- ・ トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- ・ 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

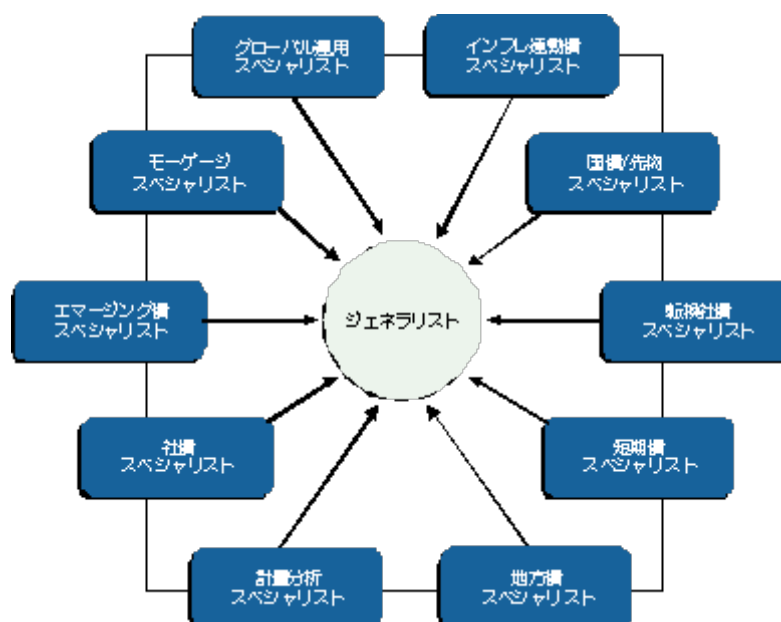


(平成25年12月末日現在)

(中略)

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



(平成25年12月末日現在)

(後略)

<訂正後>

(1) 投資方針

(中略)

マスター・ファンドの投資戦略および投資制限

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、ＪＰモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified）である。

マスター・ファンドは、通常の状況において、純資産の80%以上をエマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに対して投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。P I M C Oは、マスター・ファンドの受託会社によって選任された投資顧問会社として、マスター・ファンドの資産の投資について責任を負う。P I M C Oは、「エマージング市場」国として適格であると判断する国を特定し、これに投資することにつき、広範な裁量を有する。かかる裁量を行行使する際、P I M C Oは、個別のサブ・ファンドの戦略目標に一致するエマージング市場国を特定する。例えば、P I M C Oは、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の国際機関により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否かまたはエマージング市場インデックスを構成する目的でエマージング市場国とみなされているか、等の多数の要因に基づき、ある国がエマージング市場国であるかどうかを検討することができる。

(中略)

(3) 運用体制

(イ) サブ・ファンドの運用体制

管理会社と投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結している副管理会社は、投資運用契約を締結し、投資運用会社にポートフォリオの投資運用を委託している。

(中略)

副投資運用会社の運用体制

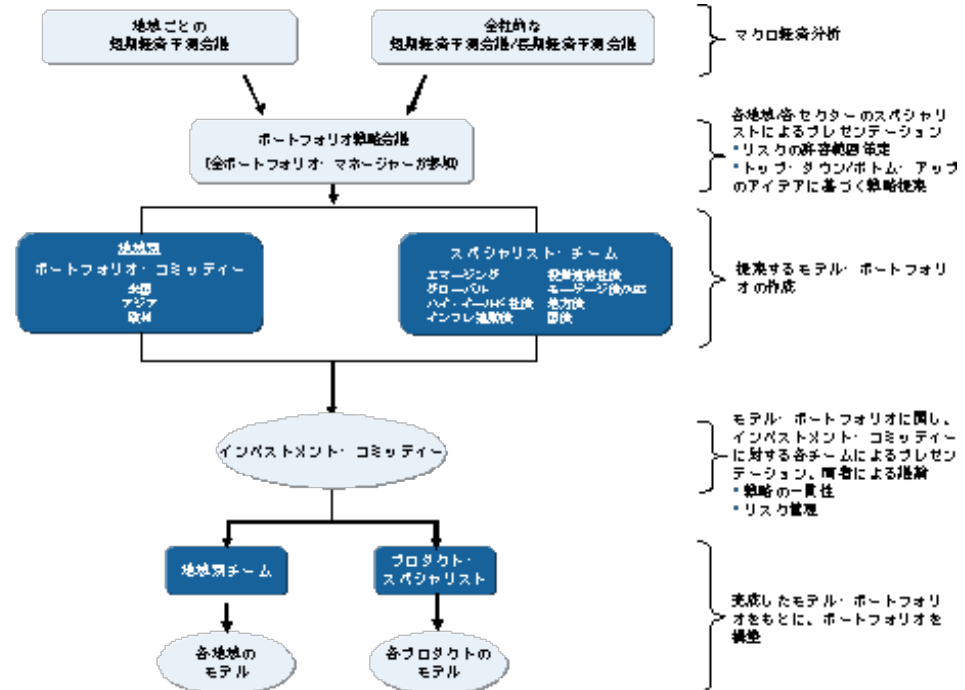
(中略)

上記運用体制は、平成26年2月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス

- ・ 長期的な視点に基づいた投資戦略
- ・ トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- ・ 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

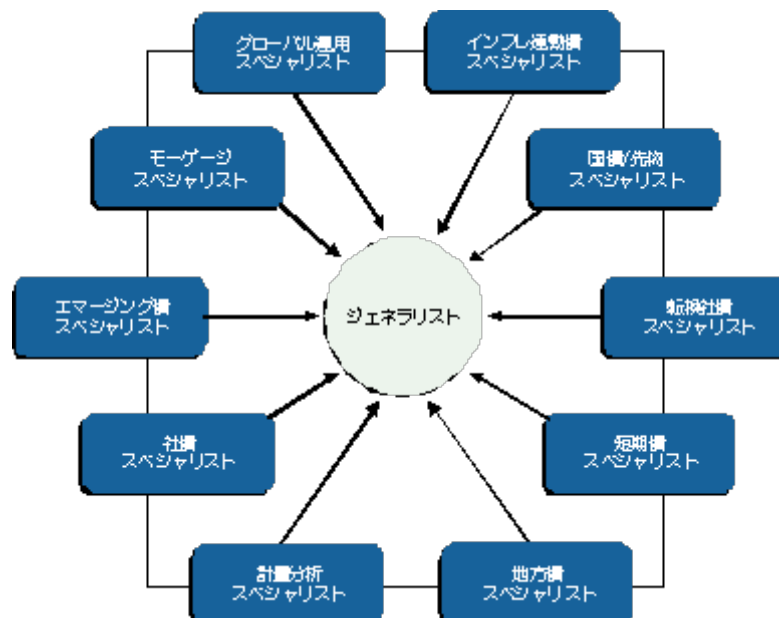


(平成26年2月末日現在)

(中略)

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



(平成26年2月末日現在)

(後略)

３ 投資リスク

<訂正前>

（１）リスク要因

（中略）

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要

（中略）

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付債券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

（中略）

信用リスク

確定利付債券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとしな）場合、投資先ファンドは、損失を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

（中略）

市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。

投資先ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的变化が、投資先ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、投資先ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが東欧またはアジアのように集中した地域にその相当部分の資産を投資する限度で、投資先ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。同様に、特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

（中略）

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

（中略）

モーゲージ関連リスクおよびその他アセット・バック・リスク

様々な種類のモーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションは延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有する投資先ファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資先ファンドのリターンは減少されることがある。

投資先ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的なリスクにもさらされる。

為替リスク

投資先ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

一定の投資先ファンドまたはそのクラス（該当する場合）は、為替レートの変動による損失リスクを軽減するために通貨へのエクスポージャーをヘッジすることがある。かかる投資先ファンドまたはクラスは、かかる投資先ファンドまたはクラス（該当する場合）の表示通貨の値動きを他の通貨に対してヘッジする予定である。かかる投資先ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社であるPIMCO（以下、単に「PIMCO」という。）がヘッジの活用成功に成功する保証はない。為替ヘッジ行為を行う投資先ファンドのいずれかのクラスに関して、かかるヘッジ行為は明らかにかかる投資先ファンドの当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。かかる投資先ファンドまたはクラスの表示通貨が基準通貨および／または当該投資先ファンドもしくはクラスの一部もしくはすべての資産の表示通貨に対して下落する場合、ヘッジ戦略の活用は、投資先ファンドまたはクラスの受益者の利益を著しく制限することがある。

投資先ファンドに適用される追加の為替リスクは、後記「投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク 通貨および通貨取引」および同「デリバティブ」を参照のこと。

（中略）

マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。PIMCOは、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

フィーダー・ファンドに関するリスク

（中略）

空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始

された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法律制定または規制は、投資先ファンドの投資対象の価値および投資先ファンドの投資戦略（レバレッジの使用を含む。）を実行する能力に対して悪影響を及ぼす可能性があり、これは投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

（中略）

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。PIMCOは進展を監視し、投資先ファンドを各投資先ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク

（中略）

無担保ローン： 無担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。無担保ローンは、一般に、支払の権利に関して、有担保債権者に劣後する。無担保ローンには、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保に対する担保権またはリーエンによる保証がない。無担保ローンは、その条件によって、支払の権利に関し、シニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよびその他の有担保ローンを含むその他の借主の債務に劣後することがある。無担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利による支払を伴うことがある。借主の有担保債務に劣後するため、無担保ローンには、より大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位および無担保であることを除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよび有担保ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

ハイ・イールド証券

（中略）

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。投資先ファンドは、逆変動金利付債務証券（逆フローター債）に投資することもできる。逆変動利付の証券は、金利が上昇した場合、価格が下落することがあ

り、また同等の信用度を有する固定金利による債務証券よりも価格ボラティリティが大きくなること
がある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付の証券の場
合、上昇）は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響
を及ぼす。さらに、投資先ファンドは、無制限に残余金利債券に投資することができる。

インフレ連動債

インフレ連動債とは、固定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。イン
フレ指数が低下すると、インフレ連動債の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払
利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、
満期時における原債権元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証
を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回る
ことがある。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目
金利およびインフレ率の関係に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金
利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落
を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合に
も、課税対象の通常所得とみなされる。

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴
う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う重要なリスクにつ
いては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基
準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の
可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏
は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点
で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、
証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。ま
た、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払か
ら源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも
取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非
米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび外国通貨換算についての追加的な取引
コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付
けられている証券の価額にも影響する。

投資先ファンドは、政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関の発行するソ
ブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の返済繰延べへの参加、およ
び政府機関に対する追加融資を求められることがある。さらに、デフォルトしたソブリン債を回収す
ることのできる破産手続はない。

新興市場証券

証券は、証券がその国の証券市場で主に取引され、または発行体がその国で設立されもしくは主に
営業し、収益の大半をその国での営業から得ており、もしくは資産の大半をその国に有している場合
には、新興市場国と経済的に結び付いているといえる。PIMCOは、新興証券市場として適してい
るとみなす国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。しかし、新興証券市場は、
世界銀行もしくはその関連組織、または国連もしくは関係当局により新興または発展途上の経済圏と
定義されている国に存在する市場であると一般に考えられる。新興市場証券に投資を行う際には、投
資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重
視する。PIMCOは、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその
他PIMCOが関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

新興市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。さらに、外国投資家は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部の新興市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、さらには恣意的に運用される可能性がある。新興市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権原およびその譲渡に関する新興市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。新興市場国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に対して当該投資先ファンドが権原を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、新興市場国は、権原登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定の新興市場国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、新興市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。新興市場国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、新興市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行う際にPIMCOが利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

さらに、新興市場国の通貨は、米ドルに対し著しく下落する場合があり、投資先ファンドまたはクラスによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があり、投資先ファンドまたはクラスが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興市場国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。さらに、新興証券市場では清算および決済の手続が異なっている場合があり、そのような手続は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有することとなったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧の新興市場国を含む一定の新興市場国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

（中略）

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格

付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で当該投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、投資先ファンドは、Ｂ格の証券を当該投資先ファンドが購入できる場合にＢ－格の証券を購入することができ、また同様に、投資先ファンドは、最低平均格付限度をＡ格として、平均Ａ－格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。ＰＩＭＣＯは、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

複数の格付機関が同一証券に対して異なる格付を付与した場合、ＰＩＭＣＯは、当該時点における当該証券の信用度およびリスクを最も反映していると考える格付を決定するが、かかる格付は、付与された複数の格付のうち最も高い格付であることがある。

各投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであるとＰＩＭＣＯが判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付をＰＩＭＣＯが正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の固定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および／または無格付証券に投資する限り、当該投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きくＰＩＭＣＯの信用力分析に依拠することになる。

（中略）

その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則および日本証券業協会が定める「外国証券の取引に関する規則」の選別基準に基づく日本の公募投資信託の制限に関連して、投資先ファンドは、以下の投資制限を採用している。

（中略）

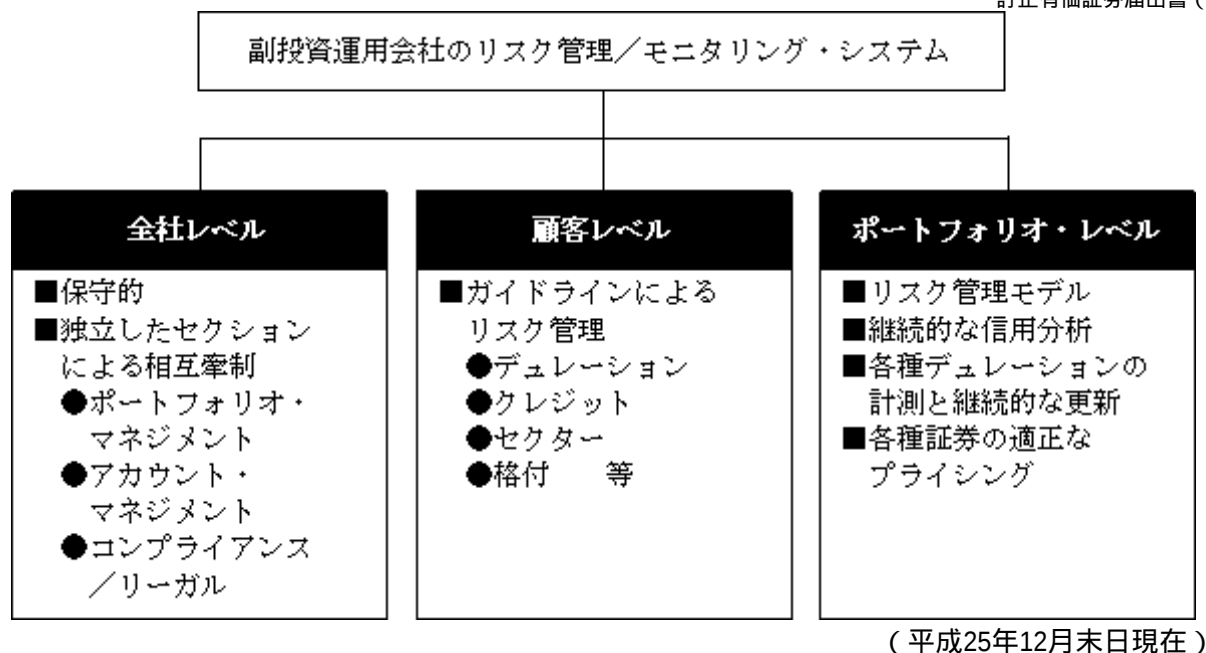
(2) リスクに対する管理体制

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

（中略）

副投資運用会社のリスク管理体制

実効性のあるリスク管理を行うため、副投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した３部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。

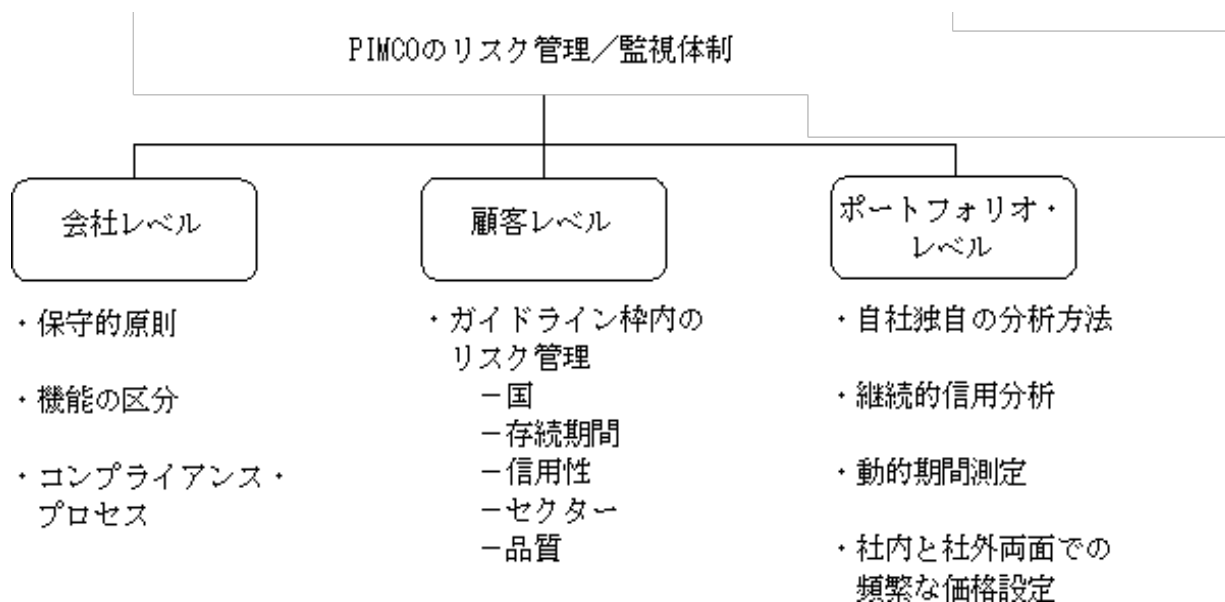


（平成25年12月末日現在）

（ロ）投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

（平成25年12月末日現在）

< 訂正後 >

(1) リスク要因

（中略）

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要

（中略）

金利リスク

金利リスクとは、金利上昇により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付債券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

（中略）

信用リスク

確定利付債券（貸付証券の担保のために購入された証券を含む。）の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、または（市場参加者、格付機関、値付業者などにより）履行できないまたは履行しようとししないとみなされる場合、投資先ファンドは、損失を被る可能性がある。投資先ファンドが保有する証券の格下げは、その価格を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

（中略）

市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。

投資先ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的变化が、投資先ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、投資先ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する限度で、投資先ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。米国外証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

（中略）

発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

（中略）

モーゲージ関連リスクおよびその他アセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、多くの場合、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するより重大なリスクを伴う。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションは延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有する投資先ファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資先ファンドのリターンは減少されることがある。投資先ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。

為替リスク

投資先ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。

米国以外の為替レートは、米国または同国以外の金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

一定の投資先ファンドまたはそのクラス（該当する場合）は、為替レートの変動による損失リスクを軽減するために通貨へのエクスポージャーをヘッジすることがある。かかる投資先ファンドまたはクラスは、かかる投資先ファンドまたはクラス（該当する場合）の表示通貨の値動きを他の通貨に対してヘッジする予定である。かかる投資先ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社であるPIMCO（以下、単に「PIMCO」という。）がヘッジの活用成功に成功する保証はない。為替ヘッジ行為を行う投資先ファンドのいずれかのクラスに関して、かかるヘッジ行為は明らかにかかる投資先ファンドの当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。かかる投資先ファンドまたはクラスの表示通貨が基準通貨および／または当該投資先ファンドもしくはクラスの一部もしくはすべての資産の表示通貨に対して下落する場合、ヘッジ戦略の活用は、投資先ファンドまたはクラスの受益者の利益を著しく制限することがある。

投資先ファンドが、新興国と経済的に結びついている米国以外の通貨に投資を行い、または当該通貨の取引を行う場合、為替リスクは特に高くなる可能性がある。そうした通貨取引は、米国以外の先進国の通貨への投資や米国以外の先進国と経済的に結びついている通貨の取引を行う場合とは異なる市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびそれ以外のリスクや、より重大なリスクを伴うことがある。

投資先ファンドに適用される追加的为替リスクは、後記「投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク 通貨および通貨取引」および同「デリバティブ」を参照のこと。

（中略）

マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。PIMCOは、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析

を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。さらに、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの運用においてPIMCOが利用する投資手法に影響し、投資目的を達成するためのフィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。投資者は、ある特定期間において、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが行う投資や達成する業績が、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドと同様の名称、投資対象および投資方針を有するサブ・ファンドを含む、PIMCOが投資顧問業務を行う他の投資ビークルによる投資や業績と一致するとは限らないことを認識すべきである。

中小企業リスク

中小企業により発行された証券への投資は大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業により発行された証券の価値は、大企業と比べ市場が狭く、また運用上、財政上のリソースも限られるため、時に急激にかつ予期せずして上下する場合がある。投資先ファンドの中小企業への投資は、ポートフォリオのボラティリティを増加させる可能性がある。

裁定リスク

2つの証券の価格の間に見られる相関関係を利用するため裁定戦略に従って購入された証券またはデリバティブのポジションへの投資には一定のリスクがある。裁定戦略においては、投資先ファンドは、ある証券を、他の証券を合成的に空売りするデリバティブを利用して購入することができる。かかる戦略に従ってとった合成的な空売りポジションからは、意図した通りのパフォーマンスを得られない可能性があり、それにより投資先ファンドが損失を被る可能性がある。さらに、裁定戦略に従って購入された証券の発行体はしばしば、事業再編、買収、合併、株式公開買付または交換、もしくは清算といった重大な企業イベントに取り組んでいる。かかる企業イベントは、当初の計画通り完了しないことや失敗することがある。

フィーダー・ファンドに関するリスク

（中略）

空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。投資先ファンドは先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、2008年から2009年の金融市場の低迷およびその後の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっていく。特に、米国政府は、金融サービス業界および消費者信用市場を含む広範囲にわたる新たな規制の枠組みを制定したが、それが投資先ファンドが保有する証券価格にどのように影響するかは予見できない。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがあ

る。かかる法律制定または規制は、投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

（中略）

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。PIMCOは進展を監視し、投資先ファンドを各投資先ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

<米国の外国口座税務コンプライアンス法>

ケイマン諸島は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を実施するために、米国との間でひな型1(b)の（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）に調印している。US IGAは調印されているが、ケイマン諸島における効力発生が、更に必要である。US IGAの条項がケイマン諸島の法律の下で効力を発生するためには、ケイマン諸島において授權法を制定する必要がある。US IGAおよび授權法を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われるため、FATCAの目的上、参加外国金融機関（以下「参加FFI」という。）として取り扱われる。そのため、かかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、非協力口座の閉鎖を義務付けられない。

US IGAは、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、US IGAの別紙2において特定されている。報告FIは、（ ）米国内国歳入庁（以下「米国内国歳入庁」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）グローバル仲介人識別番号を取得するために米国内国歳入庁に登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を米国内国歳入庁との間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件に従わないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告書において身元証明確認書類を源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項および関連規則に従い、サブ・ファンドへの支払またはサブ・ファンドによる口座保有者への支払に対して課されないが、サブ・ファンド、サブ・ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUS IGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび/もしくはUS IGA（適用ある場合）に基づくサブ・ファンドの義務に関してサブ・ファンドに課される可能性があるそれ以外の義務に従わない場合には、この限りではない。サブ・ファンドが源泉徴収に従うか、または源泉徴収を義務付けられる場合、かかるFATCA源泉徴収税は、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。

ケイマン諸島は、また、英国との間でUS IGAと概ね同様の内容の別の政府間協定（以下「UK IGA」という。）に調印している。UK IGAは、US IGAと同様の要件を課しているため、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該

情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、ＵＳ Ｉ Ｇ ＡおよびＵＫ Ｉ Ｇ Ａと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的政府間協定」という。）を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、サブ・ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- （ ）サブ・ファンド（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- （ ）ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- （ ）サブ・ファンド（またはその代理人）は、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録するときに、また、かかる規制当局が追加的な照会のためにサブ・ファンド（または直接その代理人）に連絡してきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- （ ）サブ・ファンドは、サブ・ファンドがケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられる可能性がある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- （ ）投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、サブ・ファンドは、かかる行為がサブ・ファンドによる法令遵守違反またはサブ・ファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、自身の判断により、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- （ ）ＵＳ Ｉ Ｇ Ａ、ＵＫ Ｉ Ｇ Ａもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにサブ・ファンドによりまたはサブ・ファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、サブ・ファンド（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク

（中略）

無担保ローン： 無担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。無担保ローンは、一般に、支払の権利に関して、有担保債権者に劣後する。無担保ローンには、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保に対する担保権またはリーエンによる保証がない。無担保ローンは、その条件によって、支払の権利に関し、シニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよびその他の有担保ローンを含むその他の借主の債務に劣後することがある。無担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利による支払を伴うことがある。借主の有担保債務に劣後するため、無担保ローンには、より大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位および無担保であることを除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよび有担保ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

銀行資本証券およびトラスト型優先証券

銀行資本証券は、銀行がその自己資本比率規制を満たすために発行する。一般的な銀行資本の種類には、Tier 1とTier 2がある。概して、銀行資本は、投資適格である（ただし、必ずしもそうであるとは限らない）。Tier 1証券は、トラスト型優先証券という形をとることが多い。Tier 2証券

は、通常、ハイブリッド債券および優先株とみなされ、償還条項付きの永久債（満期日が定められていない。）であり、発行銀行は、一定の条件に基づき、利払いを後日まで留保することが可能である。

トラスト型優先証券は、劣後債と優先株の特徴を併せ持つ。トラスト型優先証券の構造の主なメリットは、金融機関が当該トラスト型優先証券を税務上は債務証券として扱い、自己資本比率規制の算定上は持ち分として扱うことである。トラスト型優先証券には、通常、同等の格付を有する発行体の債務に係る金利と同程度の市場金利が付けられる。典型的な特徴には、長期的な満期、発行体による早期償還、定期的な固定・変動利払いおよび額面価額での満期償還が含まれる。トラスト型優先証券の市場価格は、通常の債務証券の市場価格に比べて変動する可能性がある。トラスト型優先証券の流動性に関する保証はなく、また、ファンド等保有者がその保有証券を売却できるという保証はない。

参加型社債

参加型社債は、銀行またはブローカー・ディーラーが発行する商品であり、特定の対象持分証券もしくは債務証券、通貨または市場に連動するリターンを提供するように設計されている。参加型社債が満期まで保有された場合、発行体は、買付時の対象商品の額面価額と満期時の商品の価額の差額を買い手に対して支払うかまたは買い手から受領する。特定の対象証券または商品と連動する参加型社債の保有者は、かかる対象証券または商品に関連して支払われる配当を受け取る権利を有するが、通常、対象証券または商品を直接所有していた場合に取得する議決権を取得しない。参加型社債は、取引費用を伴う。参加型社債への投資には、当該投資が連動しようとする対象証券または商品への直接投資に伴うリスクと同じリスクを伴う。

また、参加型社債の価額が連動しようとする対象証券または商品の価額と同等であるという保証はない。参加型証券は、それを発行する銀行またはブローカー・ディーラーの一般的な契約上の無担保債務を構成する。従って、ファンドが取引相手方の信用度に依拠し、対象証券または商品の発行体に対して参加型社債に基づく権利を有していないため、かかる投資対象に伴う取引相手方リスクが生じる。

ハイ・イールド証券

（中略）

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。投資先ファンドは、逆変動金利付債務証券（逆フローター債）に投資することもできる。逆変動利付の証券は、金利が上昇した場合、価格が下落することがあり、また同等の信用度を有する固定金利による債務証券よりも価格ボラティリティが大きくなることもある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付の証券の場合、上昇）は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、投資先ファンドは、無制限に残余金利債券（通常、「RIB」と呼ばれる。）に投資することができる。

インフレ連動債

インフレ連動債とは、固定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、年２回の利息支払いにおいて行われる。そのため、地方自治体のインフレ連動債券およびインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の係数に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う重要なリスクについては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。また、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払から源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび外国通貨換算についての追加的な取引コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付けられている証券の価額にも影響する。

投資先ファンドは、ロシアと経済的に連動する証券および投資対象に投資することができる。ロシアへの投資は、政治リスク、経済リスク、法的リスク、市場リスクおよび為替リスクに晒される。リスクには、不安定な政治および経済政策、短期的な市場変動、会計基準の未整備、汚職および犯罪、不十分な規制システムならびに予測不可能な税制が含まれる。ロシアの証券市場においては、正確な価格を入手し取引することが困難なため、出来高が限られていることが特徴である。ロシアの証券市場は、米国市場と比べ、価格のボラティリティが非常に高く、流動性に欠け、時価総額も小さく、取引される証券の数も少ない。発行体の公式な情報がほとんど入手できないこともある。証券取引の清算、決済および登録は、登録システムが効果的な政府の監督下に置かれていないため、リスクに晒される。その結果、証券の譲渡を行う際に、重大な遅延または問題が生じることがある。ロシアの証券法は、保管受託銀行に開設された海外のノミニー名義口座を認めていないため、保管受託銀行が、顧客のために保有する証券の最終所持人とみなされることがある。ロシア企業により発行された証券の所有権は、集中登録システムを通じてではなく、登録名義書換代行者により、およびかかる会社自身により登録される。サブ・ファンドの所有権は、詐欺または過失により喪失する可能性がある。適用あるロシアの規制は、登録名義書換代行者の過失により生じた損失について、登録名義書換代行者に債務を課す一方で、株式の登録により損失が生じた場合に、証券の登録名義書換代行者または発行体に対して、投資先ファンドが有するいかなる権利をも行使することは困難な場合がある。不利な為替レートがリスクとなり、使用可能な為替ヘッジ商品が欠如することがある。ロシアへの投資は、国有化または資産没収のリスクに晒される。石油、天然ガス、金属および木材がロシアの輸出の大半を占めており、ロシアは国際価格の変動の影響をとっても受けやすい。

エマージング市場証券

証券は、証券がその国の証券市場で主に取引され、または発行体はその国で設立されもしくは主に営業し、収益の大半をその国での営業から得ており、もしくは資産の大半をその国に有している場合には、エマージング市場国と経済的に結び付いているといえる。PIMCOは、「エマージング市

場」国として適格と判断する場合国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。かかる裁量を行行使する際、PIMCOは、個別のサブ・ファンドの戦略目標に一致するエマージング市場国を特定する。例えば、PIMCOは、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の国際機関により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否か等の多数の要因に基づき、ある国がエマージング市場国であるかどうかを検討する。エマージング市場証券に投資を行う際には、投資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重視する。PIMCOは、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその他PIMCOが関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

エマージング市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。さらに、外国投資家は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部のエマージング市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、さらには恣意的に運用される可能性がある。エマージング市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権原およびその譲渡に関するエマージング市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。エマージング市場国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に対して当該投資先ファンドが権原を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、エマージング市場国は、権原登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定のエマージング市場国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、エマージング市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

エマージング市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。エマージング市場国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、エマージング市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行う際にPIMCOが利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

さらに、エマージング市場国の通貨は、米ドルに対し著しく下落する場合があり、投資先ファンドまたはクラスによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があり、投資先ファンドまたはクラスが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定のエマージング市場国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。さらに、エマージング証券市場では清算および決済の手續が異なっている場合があり、そのような手續は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有するこ

となったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧のエマージング市場国を含む一定のエマージング市場国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

（中略）

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で当該投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、投資先ファンドは、B格の証券を当該投資先ファンドが購入できる場合にB - 格の証券を購入することができ、また同様に、投資先ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A - 格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。PIMCOは、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

複数の格付機関が同一証券に対して異なる格付を付与した場合、PIMCOは、当該時点における当該証券の信用度およびリスクを最も反映していると考える格付を決定するが、かかる格付は、付与された複数の格付のうち最も高い格付であることがある。

投資先ファンドが保有する証券が、「（１）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、PIMCOは、当該証券を処分することを要求されない。

各投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであるとPIMCOが判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付をPIMCOが正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の固定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および／または無格付証券に投資する限り、当該投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きくPIMCOの信用力分析に依拠することになる。

（中略）

その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

発行体の分散

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則および日本証券業協会が定める「外国証券の取引に関する規則」の選別基準に基づく日本の公募投資信託の制限に関連して、投資先ファンドは、以下の投資制限を採用している。

(中略)

(2) リスクに対する管理体制

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

(中略)

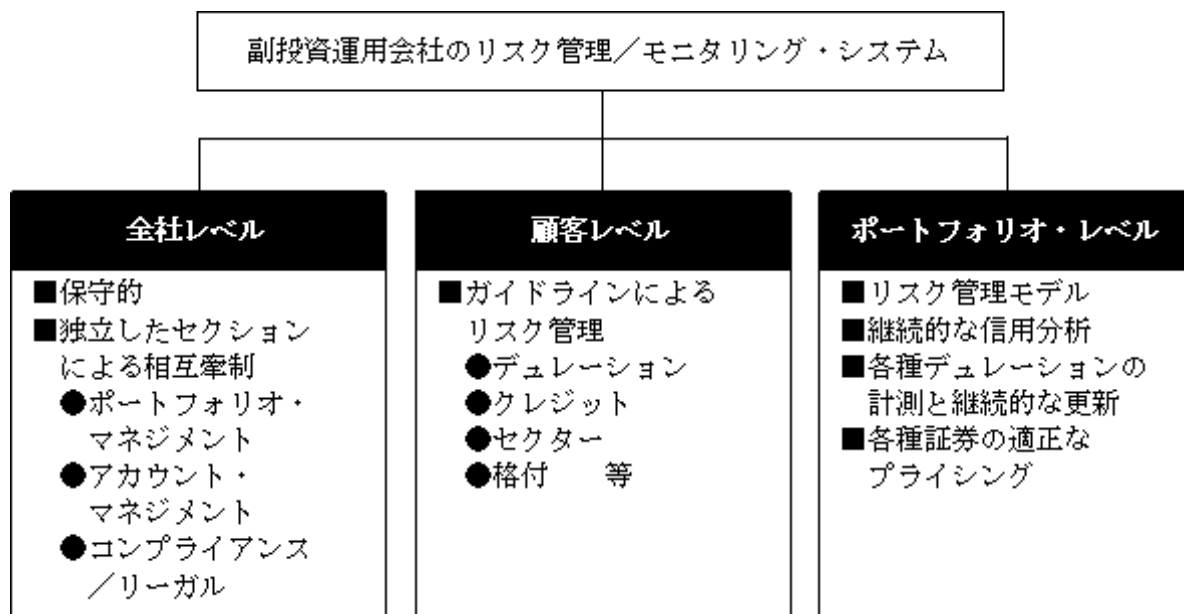
副投資運用会社のリスク管理体制

実効性のあるリスク管理を行うため、副投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネジメント部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。

副管理会社のリスク管理体制

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。



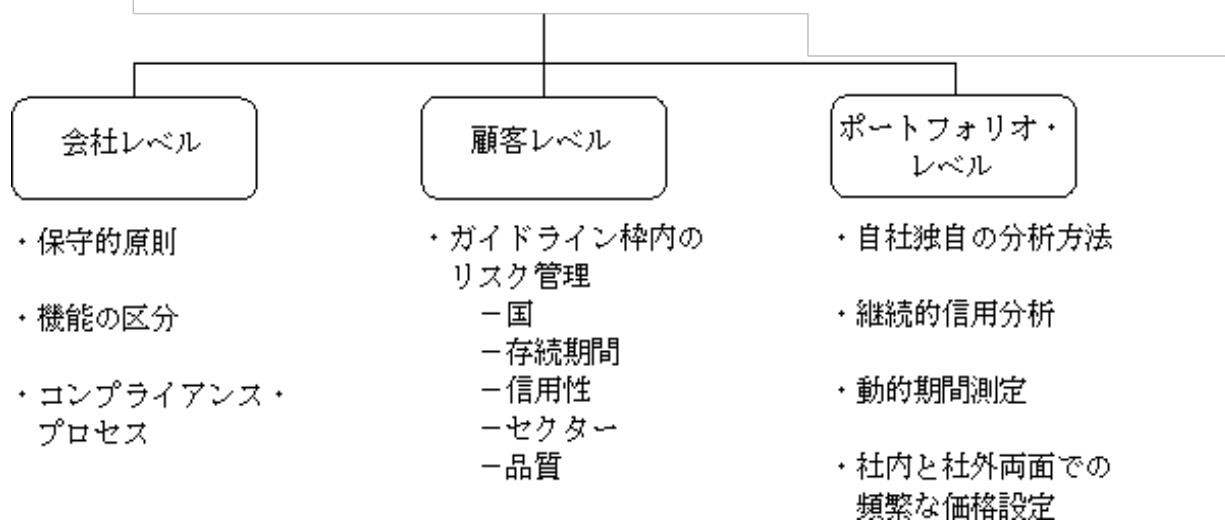
(平成26年2月末日現在)

(ロ) 投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCOのリスク管理／監視体制



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

（平成26年2月末日現在）

4 手数料等及び税金

<訂正前>

(1) 申込手数料

(中略)

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.15%（税抜3%）の申込手数料を課すことができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

(中略)

(3) 管理報酬等

() 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社（保管会社および管理事務代行会社を兼務する。）は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.15%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

(中略)

(5) 課税上の取扱い

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

平成26年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、利子所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、年次の手数料は年間約500ケイマン諸島ドル（610米ドル。約62,476円）であり、信託証書に40ケイマン諸島ドル（50米ドル。約5,121円）の印紙税が課される。

< 訂正後 >

(1) 申込手数料

（中略）

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.24%（税抜3%）の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

（中略）

（３）管理報酬等

（ ）管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社（保管会社および管理事務代行会社を兼務する。）は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.15％の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、各サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

（中略）

（５）課税上の取扱い

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315％（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315％、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315％（所得税15.315％、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315％（所得税15.315％、住民税５％）、平成50年１月１日以後は20％（所得税15％、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等を含む。）において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、利子所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、年次の手数料は年間約500ケイマン諸島ドル（610米ドル。約62,476円）であり、信託証書に40ケイマン諸島ドル（50米ドル。約5,121円）の印紙税が課される。

5 運用状況

(2) 投資資産

<訂正前>

投資有価証券の主要銘柄（平成25年11月末日現在）

<米ドル・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA クラスF（米ドル）	ケイマン諸島	投資信託	7,054,553.83	11.38	80,248,619.61	11.64	82,115,006.58	98.96

<ユーロ・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA クラスF（ユーロ）	ケイマン諸島	投資信託	1,124,759.59	11.72	13,182,813.81	11.47	12,900,992.50	98.64

<豪ドル・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ケイマン エマージング グ ボンド ファンドB クラスF（豪ドル）	ケイマン諸島	投資信託	<u>5,590,100.28</u>	<u>11.10</u>	<u>62,032,345.41</u>	<u>11.23</u>	<u>62,776,826.14</u>	<u>99.35</u>

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格 （南アフリカランド）		時価 （南アフリカランド）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ ケイマン エマージング グ ボンド ファンドB クラスF（南アフリカランド）	ケイマン諸島	投資信託	<u>6,424,905.68</u>	<u>108.58</u>	<u>697,632,301.12</u>	<u>114.76</u>	<u>737,322,175.84</u>	<u>100.33</u>

< 参考情報 >

〔ご参考〕ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)の組入上位銘柄

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	RUSSIAN FEDERATION SR UNSEC REGS	7.500%	2030/03/31	4.83%
2	PETROBRAS INTL FIN CO GLBL CO GTD	7.875%	2019/03/15	1.87%
3	RZD CAPITAL PLC LPN EMTN	5.739%	2017/04/03	1.62%
4	PETROBRAS INTL FIN CO GLBL CO GTD	5.750%	2020/01/20	1.56%
5	PERU (REP OF) GLBL SR UNSECURED	8.750%	2033/11/21	1.36%
6	MEXICO EM SP CBK	1.000%	2021/03/20	1.34%
7	PEMEX GLBL CO GTD	6.500%	2041/06/02	1.29%
8	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO GTD REGS	9.125%	2018/07/02	1.27%
9	SBERBANK (SB CAP SA) UNSEC REGS	5.180%	2019/06/28	1.24%
10	MEX BONOS DESARR FIX RT BD M 20	10.000%	2024/12/05	1.21%

- 組入比率は、債券評価額（経過利子を含みます）の比率を小数第3位を四捨五入して表示しています。
- 現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示しています。

投資不動産物件（平成25年11月末日現在）

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの（平成25年11月末日現在）

該当事項なし。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄（平成26年2月末日現在）

< 米ドル・ポートフォリオ >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA クラスF（米ドル）	ケイマン諸島	投資信託	6,425,137.11	11.38	73,117,966.16	11.72	75,302,606.93	98.77

< ユーロ・ポートフォリオ >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA クラスF（ユーロ）	ケイマン諸島	投資信託	961,725.90	11.72	11,267,702.52	11.57	11,127,168.66	98.22

< 豪ドル・ポートフォリオ >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB クラスF（豪ドル）	ケイマン諸島	投資信託	4,983,280.01	11.10	55,310,068.84	11.30	56,311,064.11	99.17

<南アフリカランド・ポートフォリオ>

順位	銘柄	地域	種類	口数(口)	取得価格 (南アフリカランド)		時価 (南アフリカランド)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ヒムコ ケイマン エマージン グ ボンド ファンドB クラ スF (南アフリカランド)	ケイマン 諸島	投資信託	6,081,503.06	108.74	661,310,651.80	115.75	703,933,979.19	100.30

< 参考情報 >

〔ご参考〕ヒムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)の組入上位銘柄

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	RUSSIAN FEDERATION SR UNSEC REGS	7.500%	2030/03/31	3.51%
2	RZD CAPITAL PLC LPN EMTN	5.739%	2017/04/03	1.74%
3	PETROBRAS INTL FIN CO GLBL CO GTD	5.750%	2020/01/20	1.68%
4	PETROBRAS INTL FIN CO GLBL CO GTD	7.875%	2019/03/15	1.64%
5	PEMEX GLBL CO GTD	6.500%	2041/06/02	1.47%
6	MEXICO EM SP CBK	1.000%	2021/03/20	1.45%
7	MEX BONOS DESARR FIX RT BD M 20	10.000%	2024/12/05	1.27%
8	SBERBANK (SB CAP SA) UNSEC REGS	5.180%	2019/06/28	1.26%
9	RSHB CAPTL SA NT REGS	9.000%	2014/06/11	1.25%
10	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO GTD REGS	9.125%	2018/07/02	1.19%

●組入比率は、債券評価額の比率を小数第3位を四捨五入して表示しています。

●現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示しています。

投資不動産物件（平成26年2月末日現在）

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの（平成26年2月末日現在）

該当事項なし。

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

(1) 海外における販売

（中略）

取得申込みの拒絶

管理会社、管理事務代行会社、販売会社は、その完全な裁量に基づき、理由を明らかにせず
取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、
申込者のリスクにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

適格投資家

（中略）

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売さ
れ、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証
券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売さ
れ、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定であ
る。

（中略）

(2) 日本における販売

（中略）

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.15%（税抜3%）の申込手数料を課すこ
とができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

（後略）

< 訂正後 >

(1) 海外における販売

（中略）

取得申込みの拒絶

管理会社、管理事務代行会社または販売会社は、その完全な裁量に基づき、理由を明らかにせず
取得申込みを拒絶する権利を有する。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、申込者のリス
クにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

適格投資家

（中略）

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売さ
れ、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証
券を販売してはならない。受託会社は、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益
証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

（中略）

(2) 日本における販売

（中略）

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.24%（税抜3%）の申込手数料を課すこ
とができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

（後略）

3 資産管理等の概要

（前略）

（3）信託期間

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成31年6月30日に終了する。ただし、下記「（5）その他 サブ・ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（中略）

（5）その他

（中略）

関係法人との契約の更改等に関する手続
保管・管理事務代行契約

（後略）

<訂正後>

（前略）

（3）信託期間

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成31年6月30日に終了する。ただし、下記「（5）その他 サブ・ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがある。

（中略）

（5）その他

（中略）

関係法人との契約の更改等に関する手続
投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

保管・管理事務代行契約

（後略）

[次へ](#)

第３ ファンドの経理状況

<訂正前>

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

<訂正後>

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

３ 管理会社の経理状況

<訂正前>

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

<訂正後>

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

[次へ](#)

第5 その他

別紙A

< 訂正前 >

定義

（中略）

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「サブ・ファンド」とは、信託証書の定めに従い設定される個別のトラストをいう。

（後略）

< 訂正後 >

定義

（中略）

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「副管理会社」とは、サブ・ファンドの副管理会社であるエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイおよびその承継会社をいう。

「サブ・ファンド」とは、信託証書の定めに従い設定される個別のトラストをいう。

（後略）